

# 公益信託における信託契約イメージ (株式配当活用型公益信託)

## [作成の趣旨]

この「公益信託における信託契約イメージ(株式配当活用型公益信託)」は、「公益信託ガイドライン(第4章第1節「信託行為」)」とともに、公益信託の利用を検討している者が参考にできるよう、具体的な契約案文として作成されたものです。

あくまでも一つの例であり、本信託契約イメージのとおり記載されていなければ認可されないというものではありません。

また、本信託契約イメージについても、ニーズに応じて分かりやすい信託契約イメージを提供する観点から、ガイドラインと同じく、制度の運用状況を踏まえて、随時、見直しや新たなパターンの信託契約イメージの追加を行っていく予定です。

## [記載事項の種類]

必要的記載事項 (ゴシック表記)	法令に基づき信託行為に定めなければならない事項で、定めがないと公益信託が不認可となるもの。
相対的記載事項 ( <u>下線表記</u> )	対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない事項であり、定めがなければ不認可となるもの(定めがない場合、対象となる行為や事項を行う予定がないものとして公益信託認可が行われる。また、定めがない行為や事項を行うには、信託行為の変更が必要となる。) (例) 公益信託事務を処理する中で、「利益相反行為」(例:固有財産たる本部ビルの一画を公益事務の処理のために賃借する行為)を予定していない公益信託

	託にとっては定める必要性はないが、「利益相反行為」を予定している公益信託にとっては定める必要がある。
任意的記載事項	法令に基づき、又は法令に違反しない範囲で任意に定めることができる事項であり、記載がなければ不認可となるものではないが、任意的記載事項を含めた信託行為全体の定めを踏まえ、公益信託認可基準の判断が行われる。委託者その他の信託関係者の理解を促進し、公益信託の適正な運営を図るため、善管注意義務、分別管理義務等の法令上重要な規律について、確認的に記載することも想定される。

(注) 必要的記載事項と相対的記載事項の変更(軽微なものを除く)は、公益信託の変更に該当し、行政庁に対する変更認可が必要になり、任意的記載事項の変更は行政庁への届出が必要となります。

	内容	根拠条項	契約条項
必要的記載事項	公益事務を行うことのみを目的とする旨	法第4条第2項	第5条
	公益信託の名称	法第4条第2項第1号	第2条
	信託管理人となるべき者を指定する定め	法第4条第2項第2号	第17条
	帰属権利者となるべき者を指定する定め	法第4条第2項第3号	第32条
	委託者及び受託者の氏名及び住所	規則第1条第1号	第3条、第4条
	公益信託の目的	規則第1条第2号	第5条
	公益事務を行う区域	規則第1条第3号	第6条
	公益事務の内容	規則第1条第4号	第6条
	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	規則第1条第5号	第7条、第8条、第9条
	受託者の職務に関する事項	規則第1条第6号	第13条
公益信託事務の処理の方法に関する事項	規則第1条第7号	第24条～第26条、第28条	
信託管理人の職務に関する事項	規則第1条第8号	第18条	
信託事務年度(1年を超えないものに限る)	規則第1条第9号	第23条	
相対的記載事項	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	規則第1条第10号	第10条
	受託者が二人以上ある場合の各受託者の職務に関する事項	規則第1条第11号	—
	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の基準等に関する事項	規則第1条第12号	第13条
	合議制の機関を置く場合の機関に関する事項	規則第1条第13号	第19条～第21条
	利益相反行為及び競合行為を行う場合の行為の内容に関する事項	規則第1条第14号	第13条
	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	規則第1条第15号	第17条、第29条

[解説における略語]

公益信託法……公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)

公益信託規則…公益信託に関する法律施行規則(令和7年内閣府令第63号)

合同命令…公益信託に関する法律第33条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第34条第1

項第3号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令(令和7年内閣府・法務省令第3号)  
 ガイドライン…公益信託認可等に関する運用について(公益信託認可等ガイドライン)  
 信託法…公益信託法第33条第1項及び第3項を適用した信託法(平成18年法律第108号)  
 公益法人認定法…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)  
 一般法人法…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)  
 措置法…租税特別措置法(昭和32年法律第26号)  
 措置法施行令…租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)  
 措置法規則…租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)  
 合同告示…租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ホ及びヘの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示(平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)

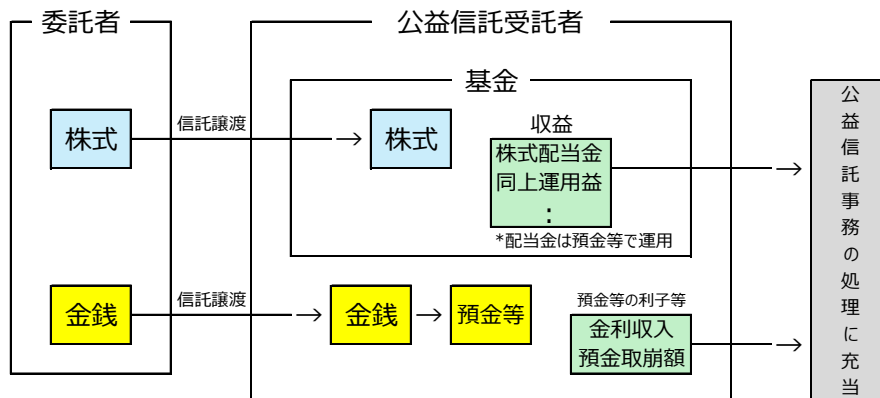
[想定ケース]

本資料では、シンプルな類型の公益信託とするため、以下の条件とします。なお、「想定ケース」以外のものを否定するものではありません。

- 委託者・受託者・信託管理人は各1名。委託者・信託管理人は個人とし、受託者は一般社団法人を想定し、公益信託事務の処理に係る受託者の意思決定プロセス及び権限者については、受託者の固有事業における同種・同様の事務に係る意思決定プロセス及び権限者と同様のものとして作成しています。
- 株式配当活用型公益信託(上場株式及び金銭のみ受け入れ、金銭は預金等で運用、株式の配当金及び金銭で奨学金助成)とし、委託者による当初信託財産と同一の信託財産の追加信託や第三者からの金銭の寄附は受け入れ可能としています。
- 公益性を確保するための公益信託規則第1条第13号に定める合議制機関として「選考委員会」を設けています。
- なお、規定内容について複数案想定されるものは、複数案示しています。

[想定スキーム]

(設定時・運営時)



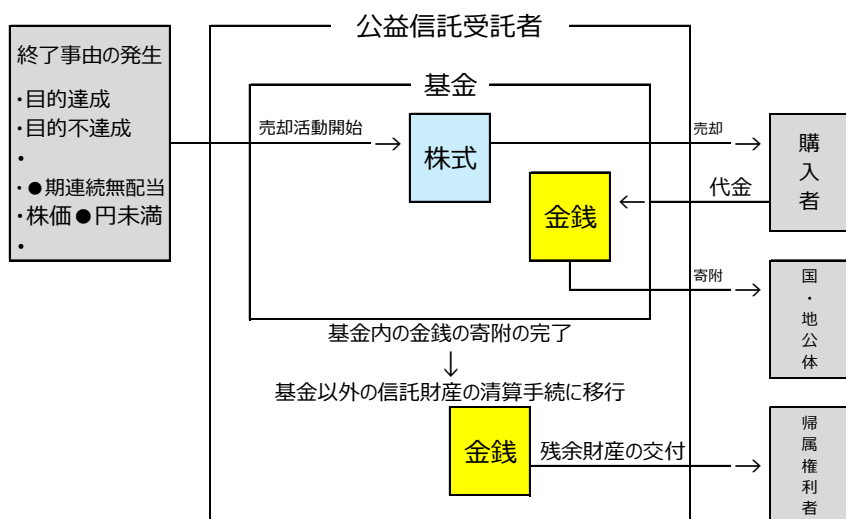
- 公益信託の受託者への財産の寄附(信託譲渡を含みます。以下同じ。)については、措置法第40

条第1項後段の規定を適用することにより、その寄附に係る所得税を非課税とする制度(以下「非課税制度」といいます。)が設けられています。この非課税制度は、一般特例と承認特例とがあり、これらの制度を利用する場合には、公益信託の信託行為において一定の対応が求められます。本信託契約イメージでは、「承認特例」の制度を利用することとしています。この非課税制度の概要、一般特例及び承認特例については、後記「【参考】非課税制度の概要」(P5)を参照してください。また、国税庁からは「公益信託に財産を拠出した場合における譲渡所得等の非課税の特例のあらまし」が公表されています。

- 承認特例の適用要件を満たすため、
  - ・ 信託財産のうち非課税制度の対象となる株式及び当該株式から生じる配当金等については、合同告示に基づく「基金」にて個別管理を行い、公益信託事務の費用の支出については、①「基金」内の信託財産から生じる収益、②「基金」以外の信託財産から生じる収益、③「基金」以外の信託財産を現金化した資産の順に支払に充当し、
  - ・ 合同告示第2項第4号に定める基金への財産の組入れ等の重要事項については、受託者が信託管理人の同意を得て公益信託事務を処理します。
- 単純なモデルとする観点から、株式の買換えは想定しないものとします。

(終了時)

- 終了事由には通常の前記(公益信託目的の達成・不達成)の他に、「●期連続無配当の場合」や「株価が●円を下回った場合」等の株式に係る事象を追加します。
- 終了事由の発生により清算手続に移行しますが、清算手順については、「基金内の信託財産」に係る手続を先行し、当該手続が完了した後に「基金以外の信託財産」に係る手続に移行します。
  - ① 「基金内の信託財産」に係る手続…受託者は信託財産たる株式の売却活動を開始し、信託管理人の同意を得て売却資金及び基金内の金銭の全てを国または地方公共団体に寄附する。
  - ② 「基金以外の信託財産」に係る手続…信託管理人の同意を得て帰属権利者を確定し、残余財産(寄附後の信託財産)を帰属権利者に交付する。



## 【参考】非課税制度の概要

- 個人である寄附者(以下「寄附者」といいます。)が土地、建物、株式などの財産を公益信託の受託者に寄附をした場合、当該寄附者に、当該財産の取得時から寄附時までの値上がり部分について原則として所得税が課税(所得税法(昭和40年法律第33号)第59条第1項第1号)されますが、一定の要件を満たす寄附として国税庁長官の承認(以下「非課税承認」といいます。)を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられています。
- この非課税制度には、次の「一般特例」と「承認特例」とがあります。
  - ① 「一般特例」は、寄附が公益の増進に著しく寄与することなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です。
  - ② 「承認特例」は、寄附をした人が寄附を受けた公益信託の受託者の親族等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です。
- 公益信託の受託者に対する寄附について、寄附者が「承認特例」の適用を受けるには、以下の要件を満たす必要があります。これらの要件については、信託行為(又は信託行為に基づく規程)において明らかにされている必要があります。(ガイドライン第4章第1節第1の20参照)。
  - ① 寄附者がその公益信託の受託者及び信託管理人(受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等<sup>※1</sup>を含みます。)並びにこれらの者(個人に限ります。)と親族関係を有する者及びこれらと特殊の関係がある者(以下「親族等」といいます。)<sup>※2</sup>に該当しないこと。(→本信託契約イメージ第3条第2項)。
    - ※1 理事等とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいいます。
    - ※2 特殊の関係がある者とは、次のイからニに掲げる関係を有する人をいいます。
      - イ その人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
      - ロ その人の使用人及び使用人以外の人でその人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している人
      - ハ イ又はロに掲げる人の親族でこれらの人と生計を一にしている人
      - ニ 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員((イ)において「会社役員」といいます。)又は使用人
        - (イ) その人が会社役員となっている他の法人
        - (ロ) その人及びイからハまでに掲げる人並びにこれらの人と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
  - ② 寄附を受けた財産が、合同告示に定める方法(下記参照)により管理されていること。
  - ③ 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産を②の合同告示に定める方法により管理することについて、公益信託の「合議制機関」において決定されていること又は「信託管理人」の同意を得ていること。なお、本信託契約イメージでは、後者(信託管理人の同意)を採用しています。(→本信託契約イメージ第6条の2第4項)
  - ④ 合同告示に定める方法は、以下の一定の要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた「基金」に組み入れる方法とされています。
    - 1) 当該「基金」が他の経理と区分して整理されること。(→同条第1項)

- 2) 当該「基金」が公益信託事務に充当されることが確実なこと。(→同条第2項)
  - 3) 当該「基金」に組み入れた信託財産の運用によって生じた収入金を「基金」に組み入れること。  
(→同条第3項)
  - 4) 当該「基金」への財産の組入れ、当該「基金」に組み入れた財産の運用、当該「基金」に組み入れた財産の運用によって生じた収入金の使途等「基金」の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること又は、信託行為において当該重要事項について信託管理人の同意を得る旨の定めがあること。なお、本信託契約イメージでは、後者(信託管理人の同意)を採用しています。(→同条第4項)
  - 5) 信託管理人の承認を受けた基金明細書(当該「基金」に組み入れた財産の種類、寄附者の取得価額、寄附時の価額その他参考となるべき事項を記載した明細書)を、毎信託事務年度終了後3か月以内に、行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益信託の受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に保存することとしていること。(→本信託契約イメージ第26条第4、5項)
- 本信託契約イメージの各条項における黄色マーカー部分は、上記①～④の「承認特例」の適用に当たり、追加的に必要となる主な条項となります。

# 公益信託契約書

(公益信託●●基金)

委託者:●●

受託者:◎◎

## 目次

公益信託要項	9
公益信託契約書	13
○ 第1条(定義)……任意的記載事項	14
○ 第2条(名称等)……必要的記載事項	15
○ 第3条(委託者の氏名又は名称)……必要的記載事項、任意的記載事項	16
○ 第4条(受託者の氏名又は名称)……必要的記載事項	17
○ 第5条(公益信託の目的)……必要的記載事項	18
○ 第6条(公益事務)……必要的記載事項	19
○ 第6条の2(基金の設置)……任意的記載事項	20
○ 第7条(信託財産の受入れ)……必要的記載事項	21
○ 第8条(株式及び金銭の管理・運用)……必要的記載事項	23
○ 第9条(信託財産の支出)……必要的記載事項	25
○ 第10条(信託契約期間)…「相対的記載事項」又は「任意的記載事項」	27
○ 第11条(委託者の権限)……任意的記載事項	28
○ 第12条(委託者の地位の移転)……任意的記載事項	29
○ 第13条(受託者の職務・権限)……必要的記載事項・相対的記載事項	30
○ 第14条(受託者の義務)……任意的記載事項	32
○ 第15条(受託者の辞任及び解任)……任意的記載事項	33
○ 第16条(新受託者の選任等)……任意的記載事項	35
○ 第17条(信託管理人)……必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項	36
○ 第18条(信託管理人の職務・権限)……必要的記載事項	39
○ 第19条(選考委員会及び選考委員)……相対的記載事項、任意的記載事項	42
○ 第20条(選考委員の職務及び権限)……相対的記載事項	44
○ 第21条(選考委員の任期、更新等)……相対的記載事項、任意的記載事項	45
○ 第22条(選考委員会の招集・決議等)……任意的記載事項	47
○ 第23条(信託事務年度)……必要的記載事項	49
○ 第24条(公益信託事務の処理の方法)……必要的記載事項	50
○ 第25条(事業計画書及び収支予算書の作成・提出等)……必要的記載事項	52
○ 第26条(財産目録等の作成・提出)……必要的記載事項	53
○ 第27条(書類の備置き及び閲覧等)……任意的記載事項	55
○ 第28条(関連諸規程の制定及び改廃)……必要的記載事項	56
○ 第29条(公益信託報酬)……相対的記載事項	57
○ 第30条(公益信託の変更等)……任意的記載事項	58
○ 第31条(信託の終了等)……任意的記載事項	59
○ 第32条(残余財産の帰属)……必要的記載事項、任意的記載事項	61
○ 第33条(最終計算及び信託財産の交付)……任意的記載事項	62
○ 第34条(守秘義務)……任意的記載事項	63
○ 第35条(引用条文等の変更)……任意的記載事項	64
○ 第36条(管轄裁判所)……任意的記載事項	65

## 公益信託要項

番号	項目(条)	内容
1	委託者(前文)	氏名:●● 住所:××
2	受託者(前文)	例(法人):名称:一般社団法人●●、所在地:××、代表者:ABC
3	公益信託契約締結日(前文)	20●●年●●月●●日
4	行政庁(1条)	例 1:内閣総理大臣 例 2:○○県知事
5	公益信託名称(2条)	公益信託●●奨学基金
6	公益信託の目的(5条)	(以下例示) 学業に意欲を持ち、品行方正でありながら経済的に恵まれない学生への奨学金の給付を行い、もって我が国の将来に寄与する人材を育成するために次条の公益事務を行うこと。
6の2	基金の名称	●●奨学基金
7	公益事務(6条)	(以下例示) (1) 公益信託法別表第●号に定める事務で、 例1:文部科学省が○○として指定する全国の 例2:○○県に所在する 例3:○○県又は××県に所在する 大学及び大学院に在籍し、○学、×学又は△学を専攻する学生のうち、学業に意欲を持ち品行方正でありながら経済的に恵まれない学生に対する奨学金の給付(選考にあたっては、学業成績及び保護者の経済状況の両方を考慮することとする。具体的な要件については、○○○育英会給付規程(募集要項)において定めることとする。) (2) その他前号の公益事務を行うために必要な事務
8	公益事務を行う区域(6条)	例 1:日本全国 例 2:○○県 例 3:○○県及び××県
9	当初信託財産(7条)	①○○株式会社 普通株式○○○○株 ②金○○円
10	効力発生日(10条)	例 1:本契約締結日 例 2:本契約締結日以降で【委託者と受託者が別途合意する日*or 最初に到来する4月1日】 (*認可の日から3か月以内の日)
11	信託終了日(10条)	例 1:20●●年●●月●●日 例 2:効力発生日から●年経過した日の属する月の末日 例 3:第 31 条第 3 項の規定に基づく本公益信託の終了の日

12	委託者の権限 (11条)	例1:何ら権限を有しない。 例2:信託法第145条第2項各号(第●号、第●号を除く)に定める権限を有するものとする。 例3:信託法に基づく委託者の権限を有するものとする。 付加例:受託者に対して【奨学金受給者の選定、●●】に係る助言を行うことができる。
13	委託者の地位移転 の同意者(12条)	例1:受託者及び信託管理人 例2:他の委託者、受託者及び信託管理人
14	公益信託事務の委託 (13条)	例1:●●に関する事務(委託先:●●) 例2:××に関する事務(委託先:××) 例3:信託管理人に重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した事務
15	利益相反取引等 (13条)	例1:●●に関する取引(取引条件:第三者との間で成立する条件) 例2:××に関する取引(取引条件:重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した条件) 例3:信託管理人に重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した取引
16	受託者辞任の同意 権者(15条)	例1:委託者(現に存する場合)及び信託管理人 例2:信託管理人
17	受託者解任方法 (15条)	例1:委託者(現に存する場合)及び信託管理人の同意により 例2:信託管理人の判断により
18	新受託者(16条)	例1:○○○(住所●●) 例2:委託者(現に存する場合)及び信託管理人の合意により選任された者 例3:信託管理人の判断により選任された者 *個人が受託者の場合は例1を必須とし、また、複数を組み合わせることも可能
19	信託管理人(17 条)	氏名:●● 住所:××
20	信託管理人辞任の 同意権者(17条)	例1:受託者、委託者(現に存する場合)又は他の信託管理人(複数存する場合)のいずれ かの者 例2:受託者か委託者(現に存する場合)のいずれかの者
21	信託管理人解任請 求権者(17条)	例1:受託者、委託者(現に存する場合)及び他の信託管理人(複数存する場合) 例2:受託者と委託者(現に存する場合)又は他の信託管理人(複数存する場合)
22	新信託管理人 (17条)	例1:○○○(住所●●) 例2:委託者(現に存する場合)及び他の信託管理人(複数存する場合)の合意により選任 された者 例3:委託者(現に存する場合)、他の信託管理人(複数存する場合)又は信託管理人で あった者の合意により選任された者 例4:信頼できる第三者機関である●●が推薦する者
23	受託者による新信 託管理人の選任方 法 (17条)	例1:弁護士、公認会計士、税理士や3分の1ルールが適用される公益法人等ガバナンスが確保されている者から第19条に定める選考委員会の同意を得て選任された者 例2:第19条に定める選考委員会の同意を得て選任された者(受託者が信託会社、公益法人その他ガバナンスが確保されている法人の場合に限る。) 例3:信頼できる第三者機関である●●が推薦する者
24	信託管理人の報酬	例1:年○○円

	(17 条)	例 2:無報酬
25	委員会(19 条)	公益信託〇〇〇奨学基金選考委員会
26	委員定数(19 条)	〇名以上〇名以内
27	当初委員(19 条)	氏名 (住所) 氏名 (住所) 氏名 (住所) 氏名 (住所) 氏名 (住所)
28	選考委員報酬 (19 条)	例 1:年〇〇円 例 2:委員会1回の出席毎に〇円 例 3:無報酬
29	選考委員の任期 (21 条)	〇年経過した日の属する月の末日
30	選考委員の再任期 間(21 条)	〇年
31	定足数(22 条)	例 1:3 分の 2 以上 例 2:過半数
32	署名人(22 条)	例 1:議長及び出席した選考委員 例 2:議長及び出席した選考委員の中からその選考委員会において選任された議事録署 名人〇名以上
33	信託事務年度(23 条)	始期の日:毎年〇月〇日 終期の日:翌年(又は同年)×月×日
34	計算方法(26 条)	例 1:別に定める公益信託事務処理規程に定める方法 例 2:公益法人会計基準に従う方法 例 3:〇〇会計基準に従う方法
35	閲覧場所(27 条)	住所:
36	公益信託報酬 (29 条)	例 1:信託財産の残高(計算すべき期間の各月末における信託財産の残高の合計額をそ の月数で除して得た額をいう。)に対し、年 100 分の〇を乗じた額 例 2:別に定める公益信託報酬の支払基準に従い計算した額 例 3:年〇〇円
37	信託変更の同意権 者(30 条)	例 1:信託管理人 例 2:委託者(現に存する場合)及び信託管理人
38	終了事由 (31 条)	例 1:信託財産に属する上場株式の配当金の第 23 条に定める信託事務年度 1 年間の合 計額が〇〇円を下回る信託事務年度が2年度連続したとき 例 2:信託財産に属する上場株式の信託事務年度末の時価の合計額が▲▲円未満にな ったとき
39	帰属権利者 (32 条)	例 1:公益信託法第 8 条第 13 号の者の中から信託管理人の同意を得て選定した者 例 2: 本公益信託と類似の目的の公益信託の中から信託管理人の同意を得て選定した 公益信託

		例 3:①社会福祉法人●●、②学校法人△△(①の者が放棄した場合)、③公益信託法第 8 条第 13 号の者の中から信託管理人の同意を得て選定した者(①及び②の者が放棄した場合)。なお、当該順位は、合理的理由がある場合において受託者、委託者(現に存する場合)及び信託管理人の合意により変更することができる。
40	管轄裁判所(36条)	〇〇地方裁判所

## 公益信託契約書

委託者(公益信託要項 1「委託者」欄に記載のもの、以下同様。)と受託者(公益信託要項 2「受託者」欄に記載のもの、以下同様。)とは、以下の条項からなる公益信託契約(以下「本契約」といい、「本契約」に基づき設定される公益信託を「本公益信託」という。)を公益信託要項 3「公益信託契約締結日」記載の日付けで締結し、本契約の内容を明らかにするため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれその 1 通を保有する。ただし、本契約を電子契約により締結する場合には、本信託契約の成立を証するため、本信託契約書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

委託者 住所 氏名 印  
(所在地 名称 代表者 印)

受託者 住所 氏名 印  
(所在地 名称 代表者 印)

○ 第1条(定義)……任意的記載事項

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 「公益信託法」とは、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)を指す。
- ② 「公益信託規則」とは、公益信託に関する法律施行規則(令和7年内閣府令第63号)を指す。
- ③ 「合同命令」とは、公益信託に関する法律第33条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第34条第1項第3号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令(令和7年内閣府・法務省令第3号)を指す。
- ④ 「信託法」とは、公益信託法第33条第1項及び第3項を適用した信託法(平成18年法律第108号)を指す。
- ⑤ 「公益信託」とは、公益信託法第2条第1項第1号に規定する「公益信託」を指す。
- ⑥ 「公益事務」とは、公益信託法第2条第1項第2号に規定する「公益事務」を指す。
- ⑦ 「公益信託事務」とは、公益信託法第7条第3項第4号に規定する「公益信託事務」を指す。
- ⑧ 「行政庁」とは、公益信託法第3条第1項に規定する「行政庁」を指し、本信託においては、信託要項4「行政庁」欄記載のものとする。
- ⑨ 「措置法」とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)を指す。
- ⑩ 「措置法施行令」とは、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)を指す。
- ⑪ 「措置法規則」とは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)を指す。
- ⑫ 「合同告示」とは、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ホ及びヘの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示(平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)を指す。
- ⑬ 「基金」とは、合同告示第2項に規定する「基金」を指す。

<解説>

- ・ 本契約は、公益信託に係る公益事務の内容、公益信託事務の処理の方法、公益信託関係者(受託者、信託管理人等)の権利義務等を定めるものです。
- ・ 本条は、任意的記載事項ですが、「公益信託」等の用語の意義を明確化するため、設けることが望ましいと考えられます。
- ・ 公益信託は、認可時点において、信託行為の定めが細部まで確定している必要があります(ガイドライン第4章第1節第1)。なお、本信託契約イメージは行政庁の認可後に締結することを前提に作成しています。

<関連条文>

公益信託法第2条第1項第1号

○ 第2条(名称等)……必要的記載事項

第2条 本公益信託の名称は、公益信託要項 5「公益信託名称」欄記載の名称とする。

<解説>

- ・ 公益信託の名称は、必要的記載事項です。(ガイドライン第4章第1節第2の2参照)

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第1号

○ 第3条(委託者の氏名又は名称)……必要的記載事項、任意的記載事項

第3条 本公益信託の委託者は、公益信託要項1「委託者」欄記載の者とする。

2 委託者及び受託者は、委託者が、本公益信託の受託者及び信託管理人(受託者又は信託管理人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの及び社員を含む。)並びにこれらの者(個人に限る。)の親族等に該当しないことを確認する。

<解説>

- ・ 委託者の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)は、必要的記載事項です。(ガイドライン第4章第1節第2の5参照)
- ・ 本契約の署名欄にこれらの事項を定めることも可能です。
- ・ なお、「承認特例」(承認特例については、前記「【参考】非課税制度の概要」(P5)を参照してください。)の要件を満たすためには、寄附者(委託者)が、受託者及び信託管理人(受託者又は信託管理人の理事等を含む。)並びにこれらの者(個人に限る。)の親族等(親族等については、前記「【参考】非課税制度の概要」(P5)を参照してください。)に該当しないことが必要です。第2項においてこのことを任意的記載事項として確認しています。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第1号

措置法施行令第25条の17第7項第1号

○ 第4条(受託者の氏名又は名称)……必要的記載事項

**第4条 本公益信託の受託者は、公益信託要項 2「受託者」欄記載の者とする。**

<解説>

- ・ 受託者の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)は、必要的記載事項です。(ガイドライン第4章第1節第2の5参照)
- ・ 前条の委託者と同様に、本契約の署名欄にこれらの事項を定めることも可能です。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第1号

○ 第5条(公益信託の目的)……必要的記載事項

第5条 本公益信託は、次条に定める公益事務を行うことのみをもって、公益信託要項 6「公益信託の目的」欄記載のものを「公益信託の目的」とする。

<解説>

- ・ 「公益事務のみを行うことを目的とする旨」及び「公益信託の目的」は、必要的記載事項です。(ガイドライン第4章第1節第2の1及び6参照)

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第2号

○ 第6条(公益事務)……必要的記載事項

第6条 本公益信託が行う公益事務は、公益信託要項 7「公益事務」欄記載のものとし、受託者は、前条の公益信託の目的を達成するために、本契約の定めに従い、公益事務を行うものとする。

2 前項の公益事務は、公益信託要項 8「公益事務を行う区域」欄記載の区域において行うものとする。

<解説>

- ・ 公益事務の内容及び公益事務を行う区域は、必要的記載事項です。(ガイドライン第4章第1節第2の7及び8参照)
- ・ 公益事務として具体的に何をするかは、公益信託の設定をする委託者の想いを表す重要な事項であるとともに、行政庁において公益性の内容や受託者等の能力を判断する上で重要な事項であることから、具体的に信託行為に記載することが望まれます。なお、公益信託認可の申請において不足する情報については、申請書に補記することも可能です。必要的記載事項である公益事務の内容の変更は、原則、変更認可が必要となります。
- ・ 公益事務の種類(別表のどの事務に該当するか)は必要的記載事項とはされておりません(受託者が申請書に説明を記載します。)
- ・ 毎年変更が生じるような事項(給付人数等)を信託行為に記載した場合には、その都度行政手続等が必要となり、そのための費用もかかります。そこで、社会環境の変化等を踏まえ、受託者が信託管理人の同意等を経て決めればよいことは、事業計画書や信託行為に基づき定められた規程において定めることが適切です。
- ・ 例えば、奨学金の給付の場合、公益信託要項 7 の記載例のように、地域、学校の種別、(大学生及び大学院生への支給の場合は専攻分野)、選考の考慮要素(成績と経済状況両方を考慮するのか、経済状況のみ考慮するのか等)といった奨学金給付における大枠については、信託行為に定めることが望ましいと考えられます。その他の詳細事項についても、「委託者の想い」を踏まえて信託行為に定めることは問題ありませんが、柔軟な運用の観点も考慮して、規程等に定めることが望まれます。
- ・ 信託行為には、公益事務の実施のために当然に必要となる事務(例:奨学金の給付事務の場合、奨学生の募集や選考、奨学金の振り込みなど)について細かく記載する必要はありません。
- ・ 公益事務の効果を高める等のために、申請書等の記載において、幹となる公益事務に付随する事務(例:奨学金の給付事務において、奨学生の交流会等を開催、奨学生に記念品を贈呈など)を行うことも可能です。付随的事務の実施について、受託者に義務付ける場合には、信託行為に明示してください。また、付随的事務の実施について、受託者及び信託管理人の判断に委ねる場合には、公益信託要項 7 の(2)のような包括的な事項を定めることも考えられます。逆に、決められたことしか行わないことが委託者の意思である場合には、公益信託要項 7 の例示(2)にあるような記載を置くことは適切ではありません。申請書に記載が求められる「公益事務の種類及び内容」においては、公益事務の合目的性を確保する手段として、具体的な選考プロセス等について記載することが必要ですが、この信託契約イメージにおいては、第 24 条の(公益信託事務の処理の方法)において定めることとしています。

<関連条文>

公益信託法第 4 条第 2 項第 4 号

公益信託規則第 1 条第 3 号、第 4 号

○ 第6条の2(基金の設置)……任意的記載事項

第6条の2 本公益信託に基金を設置する。設置する基金(以下単に「基金」という。)の名称は、公益信託要項6の2「基金の名称」欄記載の名称とする。

2 基金は、本公益信託の公益信託事務にのみ充てるものとする。

3 基金は、公益信託要項9「当初信託財産」欄記載の上場株式及びその運用によって生じた配当金その他の収入金(当該収入金をもって取得した財産を含む。)並びに次項の定めに従い基金に組み入れられる財産をもって構成する。

4 基金への財産の組入れ、基金に組み入れた財産の運用、基金に組み入れた財産の運用によって生じた収入金の使途等、基金の管理及び運用に関する重要事項については受託者の理事会が審議して決定(以下「基金の重要事項の決定手続」という。)し、かつ当該重要事項について信託管理人の同意を得るものとする。

5 本公益信託の信託契約で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については、第28条の関連諸規程として制定する規程(以下「基金規程」という。)の定めるところによる。

<解説>

・本条は、非課税制度における承認特例の要件を充足するための規定となりますが、公益信託法上は、任意的記載事項に該当するものです。

・承認特例の要件及び基金の詳細については、前記「【参考】非課税制度の概要」(P5)を参照してください。

・なお、承認特例の要件として、受託者は行政庁に「基金明細書」を提出することが必要となりますが、この「基金明細書」については、「信託概況報告」に記載することが求められています(信託概況報告については公益信託規則第44条の規定により信託管理人の承認を受けなければなりません。)(本契約第26条参照)

<関連条文>

措置法第40条第1項後段

措置法施行令第25条の17第7項

措置法規則第18条の19第9項第6号

合同告示第2項

公益信託規則第44条

○ 第7条(信託財産の受入れ)……必要的記載事項

第7条 本公益信託の当初の信託財産は、公益信託要項 9「当初信託財産」欄記載の上場株式及び金銭とする。

2 委託者は、前項に定める上場株式及び金銭を第10条第2項に定める公益信託の効力発生の日から1か月以内に、それぞれ次の各号に掲げる方法により交付する。この場合において、当該各号に掲げる振替及び振込みに要する費用は委託者が負担する。

① 上場株式については信託管理人の同意を得て受託者が委託者に対して別途通知する振替決済口座へ振替の方法

② 金銭については受託者が委託者に対して別途通知する銀行口座への振込みの方法

3 委託者は、受託者の承認を得て、上場株式又は金銭を追加して信託することができる。なお、上場株式を追加して信託する場合、受託者は事前に信託管理人の同意を得るものとする。

4 受託者は、本公益信託の目的に賛同する者から、本公益信託に対して金銭による寄附を受けることができる。

<解説>

- ・ 「信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項」は必要的記載事項であり、ガイドラインにおいて、信託財産の内容(追加信託を行う場合はその内容を含みます。)及び抛出の方法等について、記載する必要がある旨が明記されています。(ガイドライン第4章第1節第2の9参照)。
- ・ 公益信託は、信託財産を公益のために活用する仕組みであり、信託財産の具体的な種類、銘柄、数量、金額等については、委託者・受託者間で合意すべき重要な事項です。有価証券については種類(株式・公社債・投資信託等)、銘柄、数量(株数・口数、額面金額等)、金銭については金額が具体的に示される必要があります。
- ・ 信託財産は、信託行為が効力を生じた後、速やかに抛出される必要があり、具体的な抛出の方法等について信託行為に定める必要があります。信託財産を受け入れる口座は、公益信託の認可後に公益信託の専用口座を開設することとなるため、当該口座を開設後に同口座に直接振替・振込みさせる方法と、受託者の固有財産用の口座に振替・振込みさせ、同口座から公益信託の専用口座への移動を受託者が行う方法があります。
- ・ 当初の信託財産以外に、委託者から追加的な財産の抛出を予定している場合には、追加信託が可能である旨を記載します(追加信託の実施が確定している場合には、その金額、方法、時期等についても明らかにします)。これらは、経理的基礎の審査・監督に当たっての前提となります。必要的記載事項ではありませんが、第三者からの追加信託(この場合、委託者の立場で公益信託の運営に参画することになります。)の可否について、明らかにしておくことも考えられます。
- ・ 信託財産について、「承認特例」(措置法第40条第1項後段、措置法施行令第25条の17第7項)の適用を受けるためには、贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び所轄庁の証明を受けた「基金」に組み入れる方法により管理することについて合議制の機関の決定又は信託管理人の同意を必要とします(同項第2号へ、措置法規則第18条の19第9項第6号、合同告示第2項)。この契約イメージにおいては、信託管理人の同意を得る旨規定しています(本条第2項、第3項)。
- ・ 第三者からの寄附を予定する場合には、信託行為にその旨を定める必要があります。
- ・ 承認特例では、公益信託の効力が生じた日の属する信託事務年度において、寄附財産が基金に組み入れる方法により管理されたことを確認する基金明細書を当該信託事務年度の終了後3月以内に

寄附者（＝委託者）の所轄税務署に提出する必要があります。そのため、公益信託の効力が生じた日と信託財産を受入れた日とが、信託事務年度を跨いだ場合、公益信託の効力が生じた日の属する信託事務年度の基金明細書に寄附財産を掲載することができなくなり、承認特例の適用を受けられないこととなります。従って、公益信託の効力の発生から信託財産の受入れまでのスケジュール管理について注意が必要となります。

<関連条文>

信託法第 16 条

公益信託法第 4 条第 2 項 4 号

公益信託規則第 1 条第 5 号

措置法第 40 条第 1 項後段

措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 2 号へ、第 9 項

措置法規則第 18 条の 19 第 9 項第 6 号、第 10 項第 6 号

○ 第8条(株式及び金銭の管理・運用)……必要的記載事項

第8条 信託財産に属する株式は、受託者名義の振替決済口座において管理する。

2 信託財産に属する金銭(「基金」にて管理する金銭を含む)は、次の各号に掲げる方法により運用する。なお、本公益信託では、第5号の場合を除き国債や預貯金等の安定資産のみで信託財産に属する金銭を運用するものとする。

- ① 預金又は貯金への預け入れ
- ② 国債又は地方債の取得
- ③ 貸付信託の受益権の取得
- ④ 合同運用信託の受益権の取得
- ⑤ 本条の定めに基づく事項に規定する株式等の取得

3 受託者は、信託財産に属する株式の発行会社における株主割当増資その他の事由により同発行会社の株式、新株予約権その他これらに準ずるもの(以下「株式等」という。)を取得することができる場合であって、これを取得しなければ株式の希釈化等により損失のおそれがあるときは、**信託管理人の同意を得て**、信託財産に属する金銭をもって払込みを行い、株式等を取得することができる。

4 受託者は、**信託管理人の同意を得て**、信託財産に属する株式の議決権を行使することができる。

5 受託者は、**信託管理人の同意を得て**、信託財産に属する株式の株主権(議決権を除く。)を行使することができる。

6 受託者は、前各項に規定する信託財産の管理・運用に当たっては、本契約の規定、基金規程及び第28条に定める規程に基づき適正に行うものとする。

7 受託者は、本条に定める信託財産の管理・運用に際し、本公益信託の専用口座(銀行・信託・証券)を利用するものとし、当該専用口座では本公益信託の信託財産と固有財産又は他の信託財産とを混蔵しないものとする。

8 本条に定める信託財産の管理・運用による配当金その他の収益は信託財産となる。

<解説>

- ・ 「信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項」は必要的記載事項です。
- ・ 運用について、ガイドラインにおいて信託行為に定めのない場合の取扱いも記載されています(ガイドライン第4章第1節第2の9参照)。
- ・ 第1項では、信託財産に属する株式を上場株式に限定していることから、受託者名義の振替決済口座において管理する旨を規定しています。
- ・ 第2項では、信託財産に属する金銭の運用方法と運用方針について規定しています。
- ・ 本信託契約イメージでは、基本的に信託財産に属する株式の売却や取得をすることは想定していませんが(本条第3項の場合を除きます。)、株式の売却や取得について規定を置くことも考えられます。その場合、受託者が内部規程等に基づき株式の売却や取得を行う旨規定する方法や、委託者や投資助言業者からの助言を基に株式の売却や取得を行う旨規定する方法などが考えられます。なお、信託財産に属する株式について、「承認特例」(措置法第40条第1項後段、措置法施行令第25条の17第7項)の適用を受けている場合は、株式売却後も特例の適用を受けるため、売却による収入金額の全部に相当する金額をもって買換えを行う必要があります。また、この買換えについては、合議制の機関の決定又は信託管理人の同意が必要です(措置法施行令第25条の17第3項6号、措置法規則第18条の19第2項第6号)。
- ・ 第3項では、株式の発行会社における株主割当増資等により株式等を取得しなければ株式の希釈化

等により損失のおそれがある場合に株式等を取得できる旨を規定しています。本項では、信託管理人の同意を要件としていますが、基金に属する金銭以外の金銭にて取得する場合は内部規程等に基づき受託者の裁量によって行うものとする方法や、委託者や委託者の指定する助言を受ける旨を規定する方法なども考えられます。

- ・ 信託財産に属する株式に係る議決権は、信託管理人の同意を得て、株主である受託者が行使しますが、受託者は信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならず(信託法第 29 条第 1 項)、「公益信託の目的」を含めた信託行為を勘案して、議決権を行使する必要があります。この場合、(ア)受託者が信託行為や内部規程等に基づき行使する方法、(イ)委託者、合議制機関や外部コンサル会社等からの助言を基に受託者が判断した内容で行使する方法、(ウ)受託者が公益信託事務の一部の委託として議決権行使を委託する方法が考えられます。株式の保有が想定される公益信託においては、議決権の行使について信託行為にて必要な手続等を定めることが適切です(ガイドライン第 4 章第 1 節第 2 の 9(4) 参照)。本信託契約イメージでは、受託者が、内部規程(本条第 6 項、第 28 条)に従い、信託財産に属する株式の議決権を行使する旨を規定しています(本条第 4 項)。
- ・ 第 5 項では、信託財産に属する株式の議決権以外の株主権の行使について規定しています。受託者は、議決権と同様、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならず、「公益信託の目的」を含めた信託行為を勘案して、株主権を行使する必要があります。本項では、株主権が様々あることを踏まえ、信託管理人の同意を得たうえで行使するものとしています。株主権の行使方法については、契約や内部規程でより詳細に定めることも考えられます。
- ・ 第 6 項では、本条に定めた信託財産の運用の具体的な方法について、本契約や受託者の内部規程に基づき行うものとしています。内部規程では、信託財産に属する株式や金銭の運用や議決権その他の株主権の行使方法の詳細を定めることが考えられます。また、信託会社やガバナンスが確保されている公益法人等が受託者である場合においては、当該法人が適切に内部規程を定めており、当該内部規程が公益信託事務にも適用される場合には、当該内部規程による旨を定めることも考えられます。
- ・ 第 7 項では、受託者の分別管理義務(信託法第 34 条)及び非課税口座となり得ることとの関係から、本条に定めた信託財産の運用に係る口座を公益信託専用の口座とする旨を規定しています。また、口座名については、口座を開設する金融機関等との協議が必要となりますが、公益信託の信託財産である旨を表示する名称が望ましいと考えられます(例:「公益信託●●基金受託者●●」、「公益信託受託者●●」、「●●(公益信託●●基金口)等」)。(ガイドライン第 3 章第 1 節第 2 の 1(2) 参照)

信託財産の運用収益を信託財産として取り扱う旨を確認的に規定することも考えられます。

< 関連条文 >

信託法第 16 条

公益信託法第 4 条第 2 項 4 号

公益信託規則第 1 条第 5 号

措置法第 40 条第 1 項後段

措置法施行令第 25 条の 17 第 3 項第 6 号

措置法規則第 18 条の 19 第 2 項第 6 号

○ 第9条(信託財産の支出)……必要的記載事項

第9条 本公益信託の信託財産は、第6条に規定する公益事務の遂行のために必要となる次に掲げるものために支出をする。

- ① 奨学金の給付
- ② 第29条に規定する公益信託報酬
- ③ 第17条第9項に規定する信託管理人に対して支払う報酬及び第19条第5項に規定する選考委員に対し支払う報酬
- ④ 第19条に規定する選考委員会の開催に係る会議費、交通費
- ⑤ 租税公課
- ⑥ 送金手数料、郵送費、印刷費、運送費
- ⑦ 公益信託事務の委託に要する費用
- ⑧ 公益信託の認可申請若しくは変更認可申請又は終了の手續に要する費用(信託管理人の同意を得たものに限る。)
- ⑨ その他公益信託事務の遂行のために必要な費用(前条の場合を除き、資産の取得のための費用を除く。)で事前に信託管理人の同意を得たもの

2 前項第2号に規定する公益信託報酬には、受託者がその職務を遂行するに当たって通常必要となる事務処理に要する費用(人件費、賃料、地代、光熱費その他これに類するもの)が含まれるものとする。

3 本条に定める信託財産からの支出については、(1)基金内の信託財産から生じた収益、(2)基金以外の信託財産から生じた収益、(3)基金以外の信託財産を現金化した資産、の順に支払いに充当するものとする。

<解説>

- ・ 信託財産の受入れ、運用、支出その他の財産に関する事項については、必要的記載事項とされています(ガイドライン第4章第1節第2の9参照)。
- ・ 定期提出書類の作成や提出など、受託者がその職務を遂行するに当たって通常必要となる事務処理に要する費用は、第2項において信託報酬に含まれることを明らかにしていますが、公益信託の変更認可申請や終了の手續に要する弁護士等の専門家費用について、信託財産から支出することができることを明確にすることが考えられます。
- ・ 信託財産からの支出については、支出する名目を具体的かつ明確に記載することで、委託者の意思に反する支出や不適切な支出を防止することができます。その場合でも、機動的な公益信託の運営に支障を来たすことがないよう、本条第1項第9号のような信託管理人の同意を必要とする条項を設けることが考えられます。
- ・ 公益信託事務を実施するに当たっての人件費、公益信託事務を行う事務所の使用に要する賃料、地代、光熱費、通信費等についても、公益信託事務を処理するのに必要な費用に該当するといえますが、これらは信託報酬の中に含まれている場合に、受託者が別途「費用」として信託財産から収受することは適切ではありません。このため、公益信託報酬の中に何が含まれるかについては受託者が別途定める信託報酬支払基準(公益信託法第8条第11号、公益信託規則第8条)において明確にすることが求められます(ガイドライン第3章第1節第10参照)。
- ・ 第3項は、合同告示第2項第2号を踏まえ、基金内の収益が確実に公益信託事務に充てられることを

目的としたものです。

<関連条文>

信託法第 16 条、第 125 条

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託法第8条第 11 号

公益信託規則第1条第 5 号、第 8 号、第3条第2項、第 8 条

合同告示第 2 項第 2 号

○ 第 10 条(信託契約期間)…「相対的記載事項」又は「任意的記載事項」

第 10 条 本信託の信託契約期間は、次項に定める本信託の効力発生の日から第 3 項に定める本信託の終了日までとする。

2 本信託の効力発生の日は、公益信託要項 10「効力発生日」欄記載の日とする。

3 本信託の終了日は、公益信託要項 11「信託終了日」欄記載の日とする。

<解説>

- ・ 公益信託は、有期・無期いずれでも設定することが可能です。有期とする場合については、その始期とともに終期を明確にするために、具体的な信託の終了日(公益信託要項 11 の例1や例 2)を定める必要があります。
- ・ 公益信託の効力の発生は、行政庁の認可後となりますが、信託契約は認可前でも締結することは可能となります。認可前に信託契約を締結する場合は、第2項の本信託の効力発生の日を以下の記載例とする方法や「行政庁の認可を停止条件」とする方法があります。なお、認可後に信託契約を締結する場合は、印紙税は非課税ですが、認可前に信託契約を締結する場合は、印紙税(200 円)が必要となります。

例 1:行政庁の公益信託認可があった日

例 2:行政庁の公益信託認可があった日以降で【委託者と受託者が別途合意する日(認可の日から3 か月以内の日)】

- ・ 信託の終了日に具体的年月日や年数等を定める場合は、公益信託規則第1条第 10 号の「当該期間に関する事項」に該当し、相対的記載事項となります。(公益信託要項 11 の例 1、例 2)
- ・ 一方、具体的な年月日等ではない事由を終期とする場合は、任意的記載事項となります。(公益信託要項 11 の例 3)

<関連条文>

信託法第 163 条

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第 1 条第 10 号

○ 第 11 条(委託者の権限)……任意的記載事項

第 11 条 委託者の権利は、公益信託要項 12「委託者の権限」欄記載のとおりとする。

<解説>

- ・ 委託者は、信託法が定める各種権限を有しています。信託法第 145 条第 1 項の規定に基づき、信託行為においてその一部若しくは全部を有しない旨を定め、又は同条第 2 項の規定に基づき、信託行為において同項各号に定める権利の一部又は全部を委託者が有する旨を定めることができます。これらは、任意的記載事項ですが、契約当事者である委託者の権限は重要な事項であり、委託者の意思をよく確認することが適切です。
- ・ また、委託者の意向が公益信託の目的と一致する限りにおいて、委託者の意向を踏まえた公益信託の運用を行うことは、資源提供者の満足度を高め、最終的には民間公益の活性化に資することになるものと考えます。
- ・ こうしたことを踏まえ、信託行為において委託者の権限を創設することは可能ですが、その際には、当該権限が適切に行使されるよう留意することが求められます。(ガイドライン第4章第1節第2の5参照)

<関連条文>

信託法第 145 条

○ 第 12 条(委託者の地位の移転)……任意的記載事項

第 12 条 委託者の地位は、公益信託要項 13「委託者の地位移転の同意者」欄記載の者の同意を得て、第三者に移転することができる。

2 委託者の地位及び権利は、相続されない。

<解説>

- ・ 委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意<sup>1</sup>により、第三者に移転することは可能です(信託法第 146 条)が、このことを確認的に信託行為に記載することが考えられます。信託行為において別段の定めを置くことも可能です。第三者への移転を禁じることもできると解されます。
- ・ 公益信託の委託者の地位は、公益信託法第 33 条第 2 項の規定により相続することはできませんが、このことを明らかにするために確認的に信託行為に規定することが考えられます。なお、信託行為において、委託者の地位が相続される旨を定めることはできません。

<関連条文>

信託法第 146 条、第 147 条

公益信託法第 33 条第 1 項・第 2 項

---

<sup>1</sup> 委託者が 2 人以上ある場合は、他の委託者の同意も必要です(信託法 146 条 2 項)。

○ 第 13 条(受託者の職務・権限)……必要的記載事項・相対的記載事項

第 13 条 受託者は、本契約に定める事項の他に、本公益信託の目的の達成のため、法令及び本契約の本旨に従い、次に掲げる公益信託事務を行う。

- ① 公益信託認可(公益信託の変更又は公益信託の併合若しくは分割に係るものを含む。)に関する事項
  - ② 公益信託事務の処理の方針(事業計画書及び収支予算書並びに本契約に基づき策定される規程を含む。)の決定に関する事項
  - ③ 信託財産の受入れ、運用及び支出に関する事項
  - ④ 奨学金の給付に関する事項
  - ⑤ 選考委員会に関する事項
  - ⑥ 信託管理人の報酬の支給に関する事項
  - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、財産目録等(公益信託法第 20 条第 4 項に規定する財産目録等をいう。以下同じ。)の作成、閲覧、備置き及び提出に関する事項
  - ⑧ 行政庁による報告徴収及び立入検査に関する事項
  - ⑨ 信託の終了時の最終計算及び残余財産の帰属に関する事項
  - ⑩ 前各号のほか、本公益信託の目的を達成するために必要と認められる事項
- 2 受託者は、公益信託要項 14「公益信託事務の委託」欄記載の公益信託事務を、以下の要件を充足する場合に第三者に委託することができる。
- ① 委託することが公益信託の目的に合致すること
  - ② 委託先が委託された公益信託事務を的確に遂行できる者であること
- 3 前項に定めるほか、受託者は、公益信託事務の一部(軽微なものとして予め信託管理人の同意を得たものを除く。)について、信託管理人の同意を得て第三者に委託することができる。
- 4 受託者は、公益信託要項 15「利益相反取引等」欄記載の取引に関して信託法第 31 条第 1 項各号に規定する行為及び第 32 条第 1 項に規定する行為を行うことができる。

<解説>

- ・ 公益信託の受託者の職務及び権限は信託法及び公益信託法に規律され、受託者は、「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有することとなり、この規律だけでは、個別の公益信託において受託者が具体的にどのような職務を行うかが明らかではなく、受託者に広い裁量を与えられることになり得ます。
- ・ 委託者が、この点について十分に考慮することがないまま受託者の裁量に完全に委ねることにより、結果として委託者の意思に沿わないことが生じることがないよう、受託者の職務に関する事項については必要的記載事項としています。(ガイドライン第4章第1節第2の10 参照)
- ・ 受託者の職務を制約(例:意思決定(軽微なものを除く)には信託管理人の同意を必要とする など)し、あるいは、受託者に対して具体的な義務を課す(例:公益事務の効果を測定・評価し、公益事務の改善を図るなど)ことが委託者の意思として示される場合には、記載をしてください。
- ・ 委託者の十分な理解の下、「受託者は、本契約に定める事項の他に、本公益信託の目的の達成のため、法令及び本契約に従い、公益信託事務を行う。」といった規定とすることも可能です(行政庁は、当該規程を前提に、受託者の経理的基礎及び技術的能力を審査します。)
- ・ なお、委託者その他の信託関係者が、受託者の業務内容を容易に把握できることは、公益信託の適

正な運営のために重要であることから、本条においては、受託者が遂行する職務の詳細を明示することとしています。

- ・ 信託事務の第三者への委託に関する事項は相対的記載事項となり、委託者と合意した事項を規定することが必要となります。記載がない場合であっても、①信託財産の保存行為に係る事務、②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務、③公益信託事務の処理にとって補助的な機能を有する事務について委託することはできます。記載がない場合に、①～③に該当しない事務を第三者に委託するには、変更認可手続が必要となります。公益信託要項 14 では、例1、例2では個別具体的な委託事務と委託先を明記し、例3は、委託先の選定基準及び手続として、重要な事実を開示したうえで信託管理人の承認を前提とする旨を規定しています。(ガイドライン第4章第1節第2の 16 参照)
- ・ また、①～③を含め、第三者に委託する場合の手続を任意的記載事項として定めることが考えられます。なお、第三者への委託を制限する旨を任意的記載事項として記載することも妨げられませんが、例えば、郵便についても第三者への委託となることを踏まえた記載が望まれます。
- ・ 利益相反行為(信託法第 31 条)や競合行為(信託法第 32 条)に関する事項は相対的記載事項となり、これらの行為を行う予定がある場合は、委託者と合意した事項として、それらの行為とその内容(取引条件等)を規定することが必要となります。記載がない場合であっても、信託法 31 条第2項第4号の範囲で例外的に利益相反行為は認められますが、これ以外に当該事項を行う場合、変更認可手続が必要となります。公益信託要項 15 の例1は、第三者との間で同様の取引を行った際に成立する通常の客観的な条件、例2は、客観的な条件がない場合に信託管理人の承認を前提とする条件、例3は、包括的な条項として重要な事実を開示したうえで信託管理人の承認を前提とする旨を規定しています。
- ・ 信託事務の委託に関する事項、利益相反行為・競合行為に関する事項については、例1から例3の全てを定めることもいずれかを定めることも可能となります。(ガイドライン第4章第1節第2の 18 参照)

<関連条文>

信託法第 26 条

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第6号

○ 第 14 条(受託者の義務)……任意的記載事項

- 第 14 条 受託者は、本公益信託の本旨に従い公益信託事務を遂行し、また、公益信託事務について善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。
- 2 受託者は、固有財産及び他の信託財産と分別して本公益信託の信託財産を管理しなければならない。
- 3 受託者が、本契約及び法令に基づく任務を怠り、信託財産に損失が生じた場合については、信託財産に対し損失補てんをしなければならない。
- 4 受託者は、信託管理人から公益信託事務の処理の状況に関し報告を求められたときは、報告しないことに正当な理由がない限り、その指示に従い報告を行う。
- 5 受託者は、本契約に定めがない公益信託事務や想定外の公益信託事務が生じた場合、信託管理人の同意を得て、当該公益信託事務の処理を行うものとする。

<解説>

- ・ 公益信託の受託者は、信託事務遂行義務(信託法第 29 条第 1 項)、善管注意義務(同条第 2 項)、忠実義務(同第 30 条)、信託財産の分別管理義務(同第 34 条)等を負っています。
- ・ これらの義務については、信託行為に規定しなくても当然に受託者が負うこととなりますが、委託者との間でこれらの義務を明確にすることは有用なため、任意的記載事項としています。
- ・ 本信託契約イメージでは、受託者が負う主な義務として、信託事務遂行義務、善管注意義務、分別管理義務、損失てん補義務、公益信託事務の処理の状況についての報告義務を記載しています。これら信託法に規定される義務のほか、本契約独自の受託者の義務を定めることも可能です。
- ・ 受託者が個人等の場合は、信託管理人によるガバナンス確保のため、公益法人における代表理事等の職務執行状況報告(一般法人法第 91 条第 2 項)を参考に、3か月に1回以上公益信託事務の処理の状況を報告する旨規定することが望ましいと考えます。
- ・ 第 5 項では、規定外・想定外の公益信託事務が生じた場合、信託管理人の同意を得て、公益信託事務を処理する旨を規定しています。

<関連条文>

信託法第 3 章第 2 節

公益信託法第 4 条第 2 項第 4 号

公益信託規則第 1 条第 12 号、第 14 条

○ 第 15 条(受託者の辞任及び解任)……任意的記載事項

(受託者の辞任及び解任)

- 第 15 条 受託者は、やむを得ない事情がある場合において、公益信託要項 16「受託者辞任の同意権者」欄記載の者の同意を得て、辞任することができる。
- 2 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある場合には、公益信託要項 17「受託者解任方法」欄記載の方法にて受託者を解任することができる。
  - 3 前 2 項の場合において、受託者であった者(以下「前受託者」という。)は行政庁に遅滞なく届け出なければならない。
  - 4 受託者の辞任により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は新たな受託者(以下「新受託者」という。)が公益信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。
  - 5 受託者の解任により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者が公益信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き、信託財産に属する財産の保管をし、かつ公益信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。
  - 6 新受託者が就任したときは、前受託者は遅滞なく公益信託事務の計算を行い、信託管理人にその承認を求めなければならない。
  - 7 信託法第 64 条第 1 項の規定により、信託財産管理者が選任された場合には、前受託者は遅滞なく、信託財産を信託財産管理者に引き渡し、信託財産管理者が公益信託事務の処理を行うのに必要な引継ぎをしなければならない。

<解説>

- ・ 受託者の辞任・解任等については、受託者の義務同様に信託行為に規定がなければ、信託法(第 57 条～第 60 条)及び公益信託法(第 33 条第 3 項)の規律が適用されることとなります。これらの事項は公益信託の安定的な運営という観点で重要な事項であるため、その内容を明確にすることが望まれます。
- ・ 第 1 項は受託者の辞任(信託法第 57 条)に関する規定です。信託行為に定めがなければ、公益信託要項 16 の例1のように委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができますが、例2のように、信託管理人のみの同意で辞任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。公益信託の受託者については、責任をもってその役割を果たしていただくことが求められることから、辞任の理由について、「やむを得ない事情がある場合において」と限定する規定例としています。
- ・ 第2項は受託者の解任(信託法第 58 条)に関する規定です。信託行為に定めがなければ、正当な理由があるときには、公益信託要項 17 の例1のように委託者及び信託管理人の同意により、受託者を解任することができます。例2のように、信託管理人単独での解任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。また、規定例では、「任務に違反して信託財産に著しい損害を与えた」場合には解任できる旨を明確化しています。
- ・ 第3項については、受託者の辞任又は解任があった場合に、受託者は、行政庁に届け出る義務がありますので、その旨を定めています(任意的記載事項)。
- ・ 第4項から第6項までについては、受託者の辞任・解任後の受託者の義務等を明確化するため、受託者の任務終了後の新受託者への引継ぎ等について定めています(任意的記載事項)。信託行為に規定がなくても、前受託者は信託法 59 条により新受託者が選任されるまでの間の信託財産の保管等に

関する義務を、信託法 77 条等により新受託者就任後の引継ぎの義務を負います。

<関連条文>

公益信託法第 15 条、第 33 条第 3 項

公益信託規則第 15 条

信託法第 56 条～第 60 条

○ 第 16 条(新受託者の選任等)……任意的記載事項

第 16 条 法令または本契約の規定により受託者の任務が終了した場合、新たな受託者は公益信託要項 18「新受託者」欄記載の者とする。

2 前項の場合において、前受託者又は新受託者は、行政庁に新受託者の選任に関する認可を申請しなければならない。

3 前受託者又は信託財産管理者は、前項に規定する新受託者の選任に関する認可後又は信託法第 62 条第 4 項に規定する裁判所による新受託者の選任後、遅滞なく、信託財産を新受託者に引き渡し、新受託者が公益信託事務の処理を行うのに必要な引継ぎをしなければならない。

<解説>

- ・ 受託者が交代する可能性がある場合に、新受託者の選任は公益信託の安定的な運営という観点で重要な事項であり、委託者の意思を示すことは有用です(ガイドライン第3章第1節第2-2(3))。
- ・ 信託行為に規定がない場合には、信託法第 62 条及び公益信託法(第 33 条第 3 項)の規定により委託者及び信託管理人の合意により新受託者の選任を行うこととなります。
- ・ 信託行為において、公益信託要項 18 の例3のように、信託管理人単独で新受託者を選任するよう定めることもできます。
- ・ また、公益信託要項 18 の例1のように特定の者を後継の新受託者に指定すれば、①予見可能性をもって円滑に新受託者の選任が可能となる、②「存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みである」と言う認可基準の観点から有効な方法となる、ことを踏まえ、個人が受託者の場合等は個別具体的な次期受託者を定める必要があります<sup>2</sup>。
- ・ 新受託者を選任する場合には、行政庁の認可を受ける必要がありますので、確認的にその旨規定をしています(任意的記載事項)。なお、行政庁による認可を受けなければ新受託者選任の効力が発生しません。
- ・ 新受託者の選任の認可がされた後又は裁判所による新受託者の選任後は、速やかに前受託者から新受託者に信託財産を引き渡し、必要な引継ぎをする必要があることについて、第 3 項では確認的に記載しています(任意的記載事項)。

<関連条文>

信託法第 62 条

公益信託法第 33 条第3項

<sup>2</sup> 「当該公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されている(公益信託規則第 4 条第 2 項第 3 号)」の判断に当たり、受託者が個人等である場合には、新受託者の選任を円滑に行う仕組みの整備についても審査の対象となります(ガイドライン第3章第4)。

○ 第 17 条(信託管理人)……必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項

第 17 条 本公益信託に、信託管理人 1 人を置く。なお、当初の信託管理人は公益信託要項 19「信託管理人」欄記載の者とする。

2 信託管理人は、やむを得ない事情がある場合において、公益信託要項 20「信託管理人辞任の同意権者」欄記載の者の同意を得て辞任することができる。

3 公益信託要項 21「信託管理人解任請求権者」欄記載の者は、正当な理由があるときは、その合意により、信託管理人を解任することができる。

※ 信託管理人が複数いる場合には、「ただし、委託者又は他の信託管理人いずれかが現に存しない場合において、現に存する委託者又は他の信託管理人は、正当な理由があるときは、受託者との合意により、信託管理人を解任することができる。」といった既定を置くことが考えられます。

4 委託者(及び他の信託管理人)が現に存しない場合において、やむを得ない理由があるときは、受託者は、第 19 条に定める選考委員会の同意を得て信託管理人を解任することができる。

5 前 3 項に基づき信託管理人が辞任又は解任した場合には、受託者は、行政庁に遅滞なく届け出なければならない。

6 信託管理人の任務が終了した場合は、公益信託要項 22「新信託管理人」欄記載の者を新たな信託管理人(以下「新信託管理人」という。)とする。なお、委託者が現に存しない場合において、前信託管理人が新信託管理人を選任できない事情があるときは、受託者が公益信託要項 23「受託者による新信託管理人の選任方法」欄記載の方法で、新信託管理人を選任することができる。

7 前項に基づき新信託管理人が選任された場合において、受託者は、行政庁の認可を申請しなければならない。

8 信託管理人の任務が終了した場合(死亡した場合を除く。)において、第 6 項の新信託管理人に関する変更認可があり、就任したときは、前信託管理人は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

9 信託管理人の公益信託報酬は全てが信託管理人の手当であり、その額は公益信託要項 24「信託管理人の報酬」欄記載の金額とする。

10 受託者は、信託管理人に対し、任務を遂行する上で合理的に必要な調査費、交通費等の費用を支払うことができる。

<解説>

- ・ 信託管理人は、公益信託において必置とされており、「信託管理人となるべき者を指定する定め」は必要的記載事項です。
- ・ 信託管理人が個人である場合には、任期について定めることも考えられます。(任意的記載事項)。ただし、適切な信託管理人を確保する仕組みが整えられていない場合には、「適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されている(公益信託規則第5条第2号)」とは言えません。
- ・ 第 2 項については、信託管理人の辞任手続について規定しています(任意的記載事項)。公益信託の信託管理人は、信託行為に定めがなければ、委託者及び他の信託管理人の同意を得て辞任することができると思いますが、現に委託者が存しないときには、「やむを得ない事由がある場合において」裁判所の許可を得なければ辞任できません(信託法第 128 条・第 57 条第 2 項・第 6 項)。要項

例においては、別段の定めとして、やむを得ない事由がある場合には、公益信託要項 20「信託管理人辞任の同意権者」欄記載の者の同意により辞任を認める旨を定めています。

- ・ 第3項は、信託管理人の解任手続について規定しています(任意的記載事項)。信託行為に定めがなければ、正当な理由がある場合に、委託者(現に存する場合)及び他の信託管理人(複数の信託管理人が存する場合)の同意により、信託管理者を解任することができます(信託法第 128 条第 3 項で準用される同法第 58 条第 1 項)。委託者が現に存しない場合は、信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある場合に、裁判所が解任するとされています。公益信託要項 16 の例1では、受託者、委託者、他の信託管理人等の同意による解任を明記しています。信託管理人が複数いる場合には、委託者又は他の信託管理人の片方が存しない場合は、例2のように委託者と受託者との合意又は他の信託管理人と受託者の合意にて、解任できる旨を定めることが考えられます。
- ・ 委託者及び他の信託管理人の双方が存しない場合は、受託者単独での解任手続とならざるを得ないのですが、要項案では解任の理由もやむを得ない場合に限るとともに、第 19 条に定める選考委員会の同意を得る旨を定めています。選考委員会の委員の選解任の手続にもよりますが、信託管理人の監督を受ける立場にある受託者単独で、信託管理人を解任できるようにすることについては、受託者のガバナンスを含め、慎重な判断が求められます。このような場合には、法律の原則に従い、裁判所のみが解任できるとすることも選択肢です。
- ・ 第5項については、信託管理人の辞任、解任があった場合には、受託者は、行政庁に届け出る義務がありますので、その旨定めています(任意的記載事項)。信託行為に本規定がなくても、受託者には届出義務があります。
- ・ 第6項については、新信託管理人の選任について、信託行為に規定がなければ、信託法第 129 条の規律が適用され、委託者及び信託管理人の合意(委託者が現に存しない場合は、信託管理人)により新信託管理人者が選任されることとなります。適切な信託管理人の円滑な選任は、公益信託の安定的な運営という観点で重要な事項であるため、その内容を信託行為において明確にすることが望まれます。
- ・ 信託管理人は、受託者を監督する役割を有しており、監督される立場の受託者が単独で信託管理人を選定することは望ましくありません。新信託管理人の選任については、公益信託要項の例1のように特定の者をあらかじめ定める、例2のように委託者及び他の信託管理人の合意により選任する、例3のように委託者、他の信託管理人又は信託管理人であった者(前信託管理人)が選任する、例4のように公正な第三者と考えられる者が推薦する者を自動的に選任するなど、受託者を監督する者を適切に選任する手続を記載する必要があります<sup>3</sup>。
- ・ なお、規定を置いても、委託者も他の信託管理人も不在でかつ前信託管理人が新信託管理人を選任できない場合においては、新信託管理人が選任されず公益信託が終了することにもなりかねないことから、最終手段として、受託者が一定の条件を踏まえて選任できる旨を定めることも許容され得ると考えられます(ガイドライン第3章第1節第3の2参照)。
- ・ 第7項及び第8項については、新信託管理人の選任における行政庁への認可の申請、新信託管理

---

<sup>3</sup> 新信託管理人の選任手続は、必要的記載事項とはされていませんが、委託者及び信託管理人が基盤のしっかりした法人である場合や、公益信託の存続期間が数年程度である場合など、例外的な場合を除き、適切な記載がなければ、「存続期間を通じて適切な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されている」とは判断できないと考えられます。

人が就任した場合の事務の引継ぎについて規定しています(任意的記載事項)。これらの事項は信託行為に規定がなくても、法令上義務が課されます。

- ・ 第9項の信託管理人の公益信託報酬については、信託法第 127 条第3項の規定により、信託行為において信託管理人が信託財産から信託管理人の公益信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託管理人の公益信託報酬を受けることができ、信託行為に規定がない場合、受託者は公益信託報酬を支払うことはできません。信託管理人に対する公益信託報酬については、相対的記載事項に該当し、支払い基準を定める必要があります(公益信託法第8条第11号)。受託者に対する公益信託報酬と同様に信託管理人の公益信託報酬に含まれる費用を明示する必要がありますが、本信託契約イメージでは、信託管理人が個人であることから「手当」として公益信託報酬を支払うことを記載しています。なお、信託管理人の公益信託報酬に交通費等が含まれる場合、その旨を明記する必要があります。(第9条第2項参照)
- ・ なお、信託管理人の報酬を支払わない場合には、法令上、信託行為に記載する必要はありませんが、無報酬であることを明示することが望まれます
- ・ 第 10 項は、信託管理人の費用について規定しています(任意的記載事項)。信託行為に記載がなくても、信託法第 127 条第 1 項の規定によりその事務を遂行するのに必要な費用を請求することができますが、費用の内容等について明確化する観点から、信託行為に記載することが望まれます。

#### < 関連条文 >

信託法第 4 章第4節第1款

公益信託法第4条第2項第2号、第8条第 11 号

公益信託規則第1条第15号、第8条

○ 第 18 条(信託管理人の職務・権限)……必要的記載事項

第 18 条 信託管理人は、法令に定める次の権限を行使する。

- ① 公益信託規則第 44 条に定める財産目録等の承認の権限
- ② 信託法第 31 条第 2 項第 2 号に定める受託者の利益相反行為に係る承認の権限
- ③ 信託法第 32 条第 2 項第 2 号に定める受託者の競合行為に係る承認の権限
- ④ 信託法第 57 条第 1 項に定める受託者の辞任の申し出に対する同意の権限
- ⑤ 信託法第 149 条第 1 項又は第 2 項に定める信託の変更の合意の権限
- ⑥ 前各号のほか、公益信託法第 33 条第 3 項において読み替えて適用する信託法により受益者の権利と定められた同意、承認、請求等に係る権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

2 前項に定めるもののほか、信託管理人は、本契約に基づく次の権限を行使する。

- ① 第 6 条の 2 第 4 項に定める基金の重要事項についての同意
- ② 第 7 条第 2 項および第 3 項に定める上場株式の信託または追加信託に関する同意
- ③ 第 8 条第 3 項に定める上場株式の取得についての同意
- ④ 第 8 条第 4 項及び第 5 項に定める上場株式の株主権の行使に関する同意
- ⑤ 第 9 条第 1 項第 8 号に定める信託財産からの費用の支出に関する同意
- ⑥ 第 13 条第 3 項の公益信託事務の一部の第三者への委託に関する同意
- ⑦ 第 19 条第 3 項に定める選考委員会の委員の委嘱並びに第 21 条第 2 項及び第 4 項に定める選考委員会の委員の任期に係る意思表示及び解任についての同意
- ⑧ 第 25 条第 3 項定める事業計画書等の承認及び第 26 条に定める信託帳簿等の承認
- ⑨ 資金調達や設備投資(事業計画に記載されない場合)、重要な財産の処分の同意
- ⑩ 第 28 条第 2 項に定める規程の制定及び改廃の同意
- ⑪ 受託者の報酬に関する事項
- ⑫ 信託の終了及び清算に関する事項

3 信託管理人は、受託者が本契約又は法令に基づく任務を怠り、信託財産に損害を与えた場合若しくは変更が生じた場合においては、当該損失のてん補又は原状の回復を請求するものとする。

4 信託管理人は、受託者が本契約若しくは法令の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合においては、当該行為をやめることを請求するものとする。

5 信託管理人は、前各項に定める権限を行使するために必要な場合には、公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況等について、受託者から報告を求めることができる。

6 信託管理人は、本契約に定める職務及び権限を有するほか、公益信託の目的の達成のため、受託者に対して公益信託事務の実施方法に係る改善について助言することができる。

<解説>

- ・ 信託管理人の職務については必要的記載事項となりますが、その背景は、①信託管理人の役割の重要性に鑑み、委託者の意思を明確に示すことが適切であること、②公益信託のガバナンス(受託者の経理的基礎及び技術的能力並びに信託管理人の監督能力)については、信託行為の記載を踏まえて判断すること、となるためです。
- ・ 信託行為において特段の規定がなくとも、信託管理人としての権限(信託法第 125 条)を有し、義務

(同法第 126 条)を負い、その権限を軽減することは、原則、許されません(信託法 125 条1項但書の規定は公益信託には適用されません。)

- ・ なお、委託者の意思として、信託管理人の職務内容や権限を強化する必要がないとして、「法令に定める職務を行う」と記載することが妨げられるものではありません。
- ・ 本信託契約イメージでは、信託管理人の役割の重要性に鑑み、法令に定める信託行為を改めて記載しています。
- ・ 信託管理人の具体的な職務として、以下のような項目が想定されます。(ガイドライン第4章第1節第2の12 参照)
  - ① 公益信託の意思決定や受託者の行為について、事前の承認を行うこと
  - ② 公益信託の実施状況について、監視し、報告を受けること
  - ③ 公益信託の実施状況に問題があった場合に、責任を追及すること
  - ④ 受託者による公益信託事務についての実績報告等について、承認を行うこと
  - ⑤ 信託の変更、受託者の選任など公益信託の枠組みの見直しについて同意ないし権限を行使するもの
- ・ ①については、信託法第 31 条第 2 項第 2 号に基づく利益相反行為の承認(信託行為において当該規定が適用される旨を定めた場合に限り)、第 32 条第 2 項第 2 号に基づく競合行為の承認、公益信託規則第 44 条に基づく事業計画書及び収支予算書の承認を得る必要があります。
- ・ また、信託行為に基づき策定される規程の制定・改廃、利益相反行為、資金調達や設備投資、(事業計画に記載されない場合、重要な財産の処分)、合議制機関の委員の選任等、公益信託の重要な意思決定については、一般的には、信託管理人の承認を得ることが望ましいと考えられます。
- ・ このほか、公益事務の実施等に係る意思決定(軽微なものを除きます。)について、信託管理人の同意を必要とする旨を定めることで、公益信託のガバナンスを強化することが考えられます。
- ・ ②について、信託管理人は、信託法第 36 条及び信託法第 38 条 1 項の権限を行使することができます。信託管理人の監督に実効性を持たせる観点から、例えば、3 か月に 1 回以上、公益信託事務の処理の状況について受託者に報告を求める<sup>4</sup>、あるいは、公益事務の内容によっては、例えば、「信託管理人は、少なくとも3か月に1回以上、信託財産の状況及び公益事務の実施状況を実地に確認しなければならない。」とすることでガバナンスの確保を図ることも想定されます。

法令の趣旨を踏まえると、信託管理人は、権限行使に必要な事項について信託法第 36 条により報告を求めることができると考えられますが、「信託事務の処理の条項並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」の文言を狭く解する者がいる可能性もありますので、本信託契約イメージでは、第1項から第4項までに定める権限を行使するために必要な場合には、「前各項に定める権限を行使するために必要な場合には、公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況等について」報告を求めることができる旨を明記しています。
- ・ ③について、信託法上、損失填補請求、行為差し止め請求等を行うことができる旨定められています。本信託契約イメージにおいては、「ものとする」という形で、必要な場合に、信託管理人が権限を行使すべきことを明らかにしています。信託管理人は、善良な管理者の注意をもって権限を行使しなければならないとされており、信託財産に損害が生じた場合等には、当然に補填等を求める権限を行使す

---

<sup>4</sup> 公益法人について、代表理事等は、「三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」(一般法人法第 91 条第 2 項)とされています。

る必要があると考えられます。

これに加え、第 6 項のように公益信託事務の実施方法について改善について助言する等の権限を付与することも考えられます。

- ・ ④について、計算書類及び信託概況報告については、公益信託規則により信託管理人の承認を得ることされています。それ以外の実績についても、信託管理人の承認を得るよう記載することが考えられます。なお、信託報酬に係る支払いの基準において、受託者の実績を踏まえて一定の範囲で信託報酬の額を増減するような設計とすることも可能です。
- ・ ⑤について、信託の枠組みに関する信託管理人の権限について、この条において確認的に記載することも考えられます。

<関連条文>

信託法第 125 条、第 126 条

公益信託法第 4 条第 2 項第 4 号

公益信託規則第 1 条第 8 号

○ 第 19 条(選考委員会及び選考委員)……相対的記載事項、任意的記載事項

- 第 19 条 受託者は、本公益信託に、公益信託要項 25「委員会」欄記載の委員会(以下「選考委員会」という。)を、公益信託規則第 1 条第 13 号に定める「合議制の機関」として設置する。
- 2 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、公益信託要項 26「委員定数」欄記載の人数で構成する。
- 3 選考委員は、受託者が、本公益信託の目的に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから、信託管理人の同意を得て委嘱する。なお、当初の選考委員は、公益信託要項 27「当初委員」欄記載の者とする。
- 4 選考委員に占める委託者、受託者又は信託管理人の親族等特別利害関係者の割合は、各々について選考委員総数の 3 分の 1 以下とする。
- 5 選考委員は、互選で選考委員長を定める。
- 6 選考委員の報酬は公益信託要項 28「選考委員報酬」欄記載の金額とする。また、受託者は、選考委員に対し、信託財産から調査費、交通費等その任務を遂行する上で必要な費用を支払うことができる。

<解説>

- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合、当該機関の職務及び権限(本契約第 20 条)、構成員の数、選任方法、任期(同第 21 条)、報酬の額・算定方法を記載する必要があります(相対的記載事項)。どのような目的で合議制機関を置くかに応じて、適切な規定を置く必要があります。(ガイドライン第 4 章第 1 節第 2 の 17 参照)
- ・ 本信託契約イメージでは、奨学金の受給者の選考における専門性・公正性の確保のために合議制の機関を設ける場合の例です。
- ・ 構成員の人数については、第 2 項のように○名以上○以内といった下限と上限を定める方法等が考えられます。合議制機関ですので、3人以上が望ましいと考えられます。
- ・ 選任方法としては、選定から委嘱までの手続(例えば、候補者の推薦、信託管理人等の同意、合議制機関への諮問、最終決定権者など)に加え、合議制機関委員の要件などがあります。
- ・ 公益信託の適正な運営を確保する仕組み(公益信託規則第 4 条第 2 項第 1 号)として合議制機関を設け、ガバナンス確保の役割を担わせる場合には、受託者を適切に牽制し得る者が選定されるような仕組み(例:信託管理人の同意、合議制機関の承認など)を確保する必要があります。合議制機関の委員の要件について、適正な運営を確保する観点から、学識経験者であること又は一定の資格を有することや、親族を制限する 3 分の 1 基準などを設ける必要があります。また、公益事務の専門性・公正性確保等の観点から設ける場合には、公益事務に応じた専門家等であることを委員の要件とすることが考えられます。
- ・ 本信託契約イメージでは、最初の選考委員は公益信託要項に記載することで定めることとしています。合議制機関の委員の選任に合議制機関が関わる場合は、最初の合議制機関の委員の選任は別の手続で行う必要があります。そうした必要がない場合であっても、委託者の意思を踏まえ、最初の合議制機関の委員の選任について特別の定めを置くことは考えられます。
- ・ なお、本信託契約イメージでは、「承認特例」(措置法第 40 条第 1 項後段、措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項)の適用に際しての「基金」の管理・運用に関する重要事項については、信託管理人の同意を前提としていますが、この同意に代えて「合議制の機関」の審議の方法によることも可能となります。

この場合の「合議制の機関」については、例えば次のような一般特例の際に求められる「運営委員会等」の要件を充足することが適切なものと考えられます(この運営委員会等の詳細については、今後「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(法令解釈通達)」(国税庁)において明らかにされる予定です。)

- 本公益信託の目的に関し学識経験を有する者、本公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者(以下「運営委員等」といいます。)から構成されること。
  - 運営委員等のうち親族等の数が運営委員等の総数の3分の1以下であること。
  - 信託財産の処分その他公益信託事務の処理に関する重要事項について運営委員会等の同意が必要なこと。
  - 運営委員会等の委員に対する報酬が通常必要な費用の額を超えないこと。
- ・ また、選考委員長を選任方法を定めることが考えられるため、第4項で、例えば、互選により定める方法について任意的記載事項として示しています。
  - ・ 合議制機関の委員に対する報酬の有無並びに、報酬を支払う場合は、その額又はその算定方法について記載する必要があります(相対的記載事項)。信託行為に規定がなくても選考委員に対して交通費等の実費を支払うことは可能ですが、可能な限り明確にするためにも規定することが望ましいと考えられることから、任意的記載事項として示しています。

#### <関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第13号

措置法規則第18条の19第2項第6号、第5項

合同告示第2項第4号

○ 第 20 条(選考委員の職務及び権限)……相対的記載事項

第 20 条 選考委員会は、受託者が第 6 条第 1 項に定める公益事務に係る奨学金の給付対象者の選考を行うに際し、第 24 条第 3 項の規定により、受託者に対し、意見を述べる。

2 前項に規定するもののほか、選考委員会は、受託者の諮問に応じ、本公益信託の公益事務の実施につき、必要と認める事項について助言する。

<解説>

- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合、当該機関の職務及び権限についても、記載する必要があります(相対的記載事項)。どのような目的で合議制機関を置くかに応じて、適切な職務及び権限を定める必要があります。
- ・ 本信託契約イメージにおいては、公益事務の専門性や公正性の確保を目的としており、
  - ① 奨学金の受給者の選考を行うに際して、受託者に対し意見を述べること
  - ② その他受託者の諮問に応じ、公益事務の実施について助言することを定めています。合議制機関が応募内容を審査し、選考案を作成するなど、「公益信託事務の処理の方法」として記載することも考えられます。また、「募集要項」や審査に係る規程の制定・改廃などを諮問事項とすることも考えられます。
- ・ 公益信託の適正な運営を確保する仕組みとして置く場合には、受託者の意思決定を抑制する観点から、拘束力のある同意や承認の権限を付与することが考えられます。また、職務の範囲についても、意思決定(軽微なものを除く)など、広く網をかけることも考えられます。さらに、合議制機関の委員の発意で議題を設定して会議の開催をできるようにするなど、公益事務の内容やガバナンス体制に応じて、定め方は様々あるものと考えられます。
- ・ なお、本信託契約イメージにおいては、本条を受けて、受託者が具体的にどのように奨学金の給付対象者を決定するかについては、第 24 条の公益信託事務の処理の方法において規定しています。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第 13 号

○ 第 21 条(選考委員の任期、更新等)……相対的記載事項、任意的記載事項

- 第 21 条 選考委員の任期は、公益信託要項 29「選考委員の任期」欄記載のものとする。ただし、補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 選考委員の任期満了日の 1 か月前までに、選考委員又は受託者のいずれか一方から他方に対して、書面による任期満了の意思表示がない限り、任期はさらに公益信託要項 30「選考委員の再任期間」欄記載の期間延長されるものとする。ただし、信託管理人が反対の意思表示をしたときはこの限りではない。
  - 3 選考委員は、任期中においても受託者に対し辞任を申し出て、辞任することができる。
  - 4 選考委員が次の各号に該当するときは、選考委員の 3 分の 2 以上の議決の上、信託管理人の同意を得て、受託者がこれを解任することができる。
    - ① 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
    - ② 職務上の義務違反その他選考委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
  - 5 選考委員が死亡又は辞任し、又は解任された場合は、第 19 条第3項の規定により、新たな選考委員を選任するものとする。ただし、当該選考委員を除く選考委員の人数が第 19 条第2項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。
  - 6 選考委員は、第 4 項の規定により辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、当該選考委員を除く選考委員の人数が第 19 条第 2 項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

<解説>

- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合、当該機関の委員の任期についても、記載する必要があります(相対的記載事項)。どのような目的で合議制機関を置くかに応じて、適切な規定を置く必要があります。
- ・ 公益信託の適正な運営を確保する仕組みとして置く場合には、適切に監督等を行うことができるよう、ある程度長い任期とすることが適切です(一般法人法において、監事の任期は、理事の任期を下回らないこととされています。)
- ・ 第2項では任期満了時の対応を記載しています(任意的記載事項)。ここでは選考委員又は受託者のいずれかが任期の1か月前までに拒絶しない場合、自動的に延長される旨を記載しています。ただ、必然的に更新されることを防ぐために、信託管理人の反対によって更新されない旨を規定しています。選考委員の辞任・解任については、新しい委員の選任等にも関連する重要な事項であることから、記載を置くことが望まれます(任意的記載事項)。
- ・ 第 3 項では、辞任について規定しています。委員単独で辞任できることとしていますが、突然の辞任により、公益信託事務の運営に支障が生じることは適切ではないので、第 6 項において後任者が就任するまではその職務を行わなければならない旨を規定しています。合議制機関の構成員の重要性に鑑み、受託者や信託管理人が辞任する場合と同様に、受託者及び信託管理人の同意を経て辞任できる旨規定することも考えられます。
- ・ 第 4 項では、解任について、任意的記載事項として記載例を示しています。選考委員の役割の重要性を鑑み、受託者が単独で解任するのではなく、選考委員会での議決の上、(比率については、株式会社における取締役や一般社団・財団法人における理事の解任に関する決議要件を参考にするなどして定めることが望ましい。)信託管理人の同意を得るといった慎重な手続を行うことが望まれます。

- ・ 第5項では、選考委員の任務が終了した場合には、原則として、速やかに新たな選考委員を補充すべきことを定めています。なお、選考委員の選任は相対的記載事項に該当します。
- ・ 第6項では、選考委員が辞任した場合における後任者就任までの前任者の義務について記載しています。任期満了の場合は、計画的に後任者を選定することができますので、義務としては記載していません。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第13号

○ 第 22 条(選考委員会の招集・決議等)……任意的記載事項

- 第 22 条 選考委員会は、毎年1回以上開催し、第 19 条第5項に定める選考委員長が招集する。
- 2 選考委員長は、必要があると認めるときは、臨時に選考委員会を招集することができる。
  - 3 選考委員長は、受託者から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、臨時に選考委員会を招集しなければならない。
  - 4 選考委員会の議長は、選考委員長がこれに当たる。
  - 5 選考委員会の決議は、この信託契約に別段の定めがある場合を除くほか、総選考委員のうち公益信託要項 31「定足数」欄記載の者が出席し、出席した選考委員の過半数をもって決するところとする。
  - 6 やむを得ない理由のため選考委員会に出席できない選考委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合、表決に係る書面を提出した選考委員は、当該議案に係る選考委員会に出席したものとみなす。
  - 7 議案に特別の利害関係を有する選考委員は、当該議案に係る議事については、参加してはならないものとする。
  - 8 選考委員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - ① 選考委員会の開催日時及び場所
    - ② 選考委員の現在の数
    - ③ 選考委員会に出席した選考委員の氏名
    - ④ 審議事項及び議決事項
    - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
  - 9 議事録には、公益信託要項 32「署名人」欄記載の者が署名しなければならない。
  - 10 議事録の保管は、選考委員会の開催日から 10 年間とする。

<解説>

- ・ 第 22 条は、選考委員会の招集、決議、議事録の作成・保管等選考委員会の実際の運営方法を定めたものです(任意的記載事項)。
- ・ これらの事項は、信託行為に規定するほか、公益信託〇〇〇育英会選考委員会運営規程といった形で、規程に定めることも考えられます。
- ・ 選考委員会の招集手続については、選考委員会の適正な運営のために定めて置くことが望ましいと考えられることから、任意的記載事項として示しています。
- ・ 選考委員会については、毎年奨学金を支給することを踏まえると、毎年 1 回以上は開催するものと考えられます。第1項では毎年〇回選考委員長が招集すると規定しています。
- ・ 第2項及び第3項は臨時選考委員会の招集手続について示しています。予期しない事情の変化等により、臨時で選考委員会を開催する必要があることを鑑み、規定を設けています。
- ・ 第4項は円滑な議事進行のために議長を選任することが望ましいと考えられることから、選考委員会の議長について規定しています。
- ・ 第5項から第7項では、選考委員会における決議方法について、任意的記載事項として示しています。
- ・ 選考委員会が有効に成立する定足数及び決議要件を定めることが望ましいと考えられます。
- ・ また、やむを得ない理由のため、選考委員会に出席できない選考委員の意思を反映する方法についても、定めることが望ましいと考えられます。

- ・ なお、公益事務において選考等を行う場合には、選考過程における直接の利害関係者の排除が求められています。信託行為において選考委員の議事について規定する際には、その旨を明確にする必要があります。
- ・ これらの事項に関し、「選考委員会の議事については、規程で定める」とすることも考えられます。
- ・ 第8項から第10項では、選考委員会の議事録について、任意的記載事項として示しています。
- ・ 選考委員会でどのような議論がされたかについては、公益事務の適切性・公正性を確保する上で極めて重要です。
- ・ 本信託契約イメージでは、第8項に議事録の作成義務とその内容について、第9項に署名について、第10項に保管について記載しています。選考の透明性等を重視する場合には、議事録について信託概況報告に添付するなど、開示対象とすることも考えられます。
- ・ なお、受託者は、信託事務の処理に関する書類を作成した場合には、その作成した書類を保存しなければならないとされており(信託法37条5項)、当該書類は10年間保存することとされています。
- ・ こうした事項については、第5項等に関する事項と併せ、「選考委員会の議事については、規程で定める」とすることも考えられます。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第13号

○ 第 23 条(信託事務年度)……必要的記載事項

第 23 条 本公益信託の信託事務年度は、毎年公益信託要項 33「信託事務年度」欄記載の始期の日に始まり、翌年(又は同年)公益信託要項 33「信託事務年度」欄記載の終期の日に終了する。ただし、公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度については、第 10 条第 2 項に定める本信託の効力発生の日からとする。

<解説>

- ・ 公益信託の財産目録等は寄附者等のステークホルダーへの開示の対象であり、また、事業計画書や収支予算書は計算期間の単位で作成されるため、公益信託の運営に当たっての基本的な期間となります。
- ・ そこで、信託事務年度を明らかにするため、信託財産の計算期間について、必要的記載事項とされています。(ガイドライン第4章第1節第2の13参照)
- ・ 具体的には毎年〇月〇日から×月×日までと定めることが想定され、公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度については、本契約の効力が発生した日から信託事務年度末までと定めることが考えられます。
- ・ なお、公益信託認可を受けた初年度や、信託の併合等の場合に端数が生じることがあり得ますが、その場合も1年を超えない範囲で定める必要があります。
- ・ 初年度の信託事務年度における始期については、年度の途中で始まることも想定されるため、第 10 条第 2 項に定める本契約の効力発生の日としています。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第9号

○ 第 24 条(公益信託事務の処理の方法)……必要的記載事項

第 24 条 受託者は、次に掲げる事項により、第 6 条第 1 項に定める公益事務を遂行するものとする。

- ① 受託者は、毎年、事業計画書において募集方法、給付対象者数、給付金額及び給付方法等の公益事務の計画を定める。
- ② 受託者は、事業計画書に従い、募集要項を策定して事業計画書に定める学校に送付するとともに、ホームページ等において公表する。
- ③ 受託者は、事業計画書に従い、応募者の中から選考委員会の意見に基づき給付対象者を決定する。
- ④ 給付対象者は、募集要項に定めるところにより、学業成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付けるものとする。
- ⑤ 受託者は、前項の書類を確認し、募集要項に定める非違行為があった場合には、選考委員会の意見を聴いたうえで、給付金の返還を求めることができるものとする。
- ⑥ 受託者は、公益信託事務によって得た個人情報については、第 28 条に基づき別に定める規程に従い適切に管理する。
- ⑦ 前各項に定めるほか、受託者は、事業計画書及び収支予算書に従い、公益信託事務を遂行する。

<解説>

- ・ 公益信託事務の処理の方法については、公益信託の適正な運営のため重要な事項であり、必要的記載事項とされています。
- ・ 申請書に記載する公益事務の内容(受益の機会、受益対象者の義務・受益の条件、公益事務の合目的性の確保の取組(専門家の関与・公正な審査など)等)は、「公益信託事務の処理の内容」の一つとして信託行為に記載する必要があります。(ガイドライン第4章第1節第2の 11 参照)
- ・ 本信託契約イメージでは、奨学金の給付業務を想定して記載しています。公益事務として何を実施するかに応じて、何を信託行為に記載するか(変更には原則として行政庁の認可が必要)、何を事業計画書に記載するか(変更には信託管理人の承認が必要)、何を受託者の裁量等に委ねるかを考慮して記載します。
- ・ なお、本信託契約イメージでは「受託者」としていますが、例えば、「受託者は、理事会の決議により」とするなど、受託者内部の手続を記載することも考えられます。例えば、事業計画書、収支予算書、各種規程など公益信託の重要な意思決定については、その適正性を確保する観点から、受託者の理事会において決定することが望ましいことも多いと考えられます(ガイドライン第 3 章第 1 節第 2-2 (1))。また、理事会において公益事務に係る専門性を有する者が確保されている場合には、「理事会の決議により」と定めることで、専門性が担保されることもあると考えられます。
- ・ また、受託者等の能力やガバナンスが十分に信頼できるような場合には、一定程度、受託者等の裁量に委ねることも想定され、具体的な募集方法、給付対象者等については、規程に委ねることも想定されます。
- ・ 「公益信託事務の処理の内容」としては、本条のほかに法定書類の作成及び行政庁への提出、備置き、閲覧、内部規程の整備等に関するもの(第 25 条～第 28 条)が対象となります。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号  
公益信託規則第1条第7号

○ 第 25 条(事業計画書及び収支予算書の作成・提出等)……… 必要的記載事項

- 第 25 条 受託者は、毎信託事務年度開始前日までに、当該信託事務年度における公益信託規則第 39 条第 1 項に規定する事業計画書、収支予算書及びその他の書類(以下、総称して「事業計画書等」という。)を作成し、行政庁に提出しなければならない。ただし、初回の信託事務年度の事業計画書等については、本公益信託の認可申請にあたり定めたとところによるものとする。
- 2 受託者は、事業計画書等(これを変更する場合を含む。)については、理事会の決議によって決定する。
- 3 受託者は、事業計画書等(これを変更する場合を含む。)について、信託管理人の承認を得なければならない。

<解説>

- ・ 公益信託事務の一つとして、法令上必要な書類の作成、提出は受託者の重要な職務の一つとなり、その処理の方法については、必要的記載事項とされています。
- ・ 法令上、毎信託事務年度開始前日までに、受託者は、事業計画書等の作成をし、信託管理人の承認を得た上で、行政庁に提出する必要があります。
- ・ 事業計画書等の決定は、公益信託の業務執行の決定であり、受託者として責任をもって定める必要があります。公益信託規則第 4 条第 1 項第 3 号において、「財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められる」ことが求められており、また、同条第 2 項第 1 号において、「公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること」が求められており、具体的には、受託者の固有業務に係る意思決定プロセスと同等のプロセスで公益信託事務が処理されることが望ましいと考えられます。本信託契約イメージでは、受託者が一般社団法人であることを想定して理事会の決議によることとしています(ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の 1 及び 5 参照)。内部統制システムが確立している信託会社その他の法人が受託者である場合には、当該法人の機関が決定することも考えられます。
- ・ また、資金調達や設備投資等の予定も含め、信託事務年度開始前に提出すべき書類は、公益信託の執行方針を定める重要な書類ですので、すべて信託管理人の承認を得る記載としています。

<関連条文>

公益信託法第 4 条第 2 項第 4 号

公益信託法第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項

公益信託規則第 39 条第 1 項第 1～4 号、第 44 条

○ 第 26 条(財産目録等の作成・提出)……必要的記載事項

第 26 条 受託者は、毎信託事務年度経過後3か月以内に、前信託事務年度に係る次に掲げる書類(以下、総称して「財産目録等」という。)を作成し、信託管理人の承認を得て、行政庁に提出しなければならない。

- ① 公益信託法第 20 条第 2 項各号に規定する書類(公益信託規則第 40 条第 1 項各号に規定する書類を含む)
- ② 合同命令第 18 条第 1 項に規定する公益信託の信託帳簿
- ③ 合同命令第 24 条第 2 項に規定する貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書

2 受託者は、前項に定める財産目録等の作成については、公益信託要項 34「計算方法」欄記載の方法に従うものとする。

3 受託者が、第 1 項に定める書類を作成するに当たっては、監事監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

4 受託者は、第 1 項第 3 号に定める信託概況報告において、基金の状況等を明らかにした基金明細書を記載しなければならない。基金明細書の作成については、基金規程に従うものとする。

5 受託者は、基金明細書の写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、受託者の事務所に保存することとする。

<解説>

- ・ 公益信託事務の一つとして、法令上必要な書類の作成、提出は受託者の重要な職務の一つとなり、その処理の方法については、必要的記載事項とされています。
- ・ 毎信託事務年度終了後3か月以内に、受託者は、公益信託法第 20 条第 4 項の財産目録等のうち、同条第 2 項各号に掲げる書類、信託法第 37 条第 1 項に規定する書類(合同命令第 18 条第 1 項に規定する公益信託の信託帳簿)、信託法第 37 条第 2 項に規定する書類(合同命令第 18 条第 1 項に規定する公益信託の財産状況開示資料＝合同命令第 24 条第 2 項に規定する貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書)を作成し、信託管理人の承認を得た上で、行政庁に提出する必要があります。受託者が別途作成した公益信託事務処理規程等に定めるといった方法と計算書類の作成のプロセス等を信託行為に簡記する方法とが考えられます。
- ・ 第 3 項について、公益信託規則第 4 条第 1 項第 3 号において、「財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の処理に係る情報を適正に開示する仕組みが整備されていること」が求められています。本信託契約イメージでは、受託者が一般社団法人を想定し、監事の監査及び理事会の承認を記載しています。受託者に会計監査人がある場合に、その関与等を定めることも考えられます。また、信託管理人の承認が必要となります。(第 25 条解説参照)(ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の 2、3 及び 5 参照)
- ・ 第 4 項および第 5 項について、合同告示において、受託者は、基金明細書(当該「基金」に組み入れた財産の種類、寄附者の取得価額、寄附時の価額その他参考となるべき事項を記載した明細書)を、毎信託事務年度終了後3か月以内に、行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益信託の受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に保存することが求められています。
- ・ また、「基金明細書」については、「信託概況報告」に記載することが求められています(信託概況報

告については公益信託規則第 44 条の規定により信託管理人の承認を受けなければなりません。) (ガイドライン第 3 章第 1 節第 2 20)。

- ・ 「承認特例」が適用された場合、寄附者(=委託者)は、寄附をした日の属する信託事務年度において、寄附財産が基金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる基金明細書の写しを、その信託事務年度終了の日から3か月以内(その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで)に、所得税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があり、この書類が、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、非課税承認が取り消されることとなります。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託法第 20 条第2項、第 21 条第1項

公益信託規則第 40 条、第 44 条

合同命令第 18 条第1項

信託法第 21 条

合同告示第2項第5号

措置法施行令第 25 条の 17 第 9 項、第 10 項

措置法規則第 18 条の 19 第 10 項第 6 号

○ 第 27 条(書類の備置き及び閲覧等)……任意の記載事項

第 27 条 受託者は、公益信託要項 35「閲覧場所」記載のところに、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- ① 本契約書及びこれに附属する書類
- ② 第 25 条に定める「事業計画書等」
- ③ 第 26 条に定める「財務目録等」

2 前項第2号の書類は、当該信託事務年度の末日まで、同項第3号の書類は 5 年間、第1号の書類は信託の清算の結了の日までその事務所に備え置き、受託者の業務時間内において、一般の閲覧に供さなければならない。

<解説>

- ・ 公益信託に関する財産目録等の書類については、公益信託法の規律が適用され、受託者は備置き及び閲覧に供する義務を負います。公益信託規則第4第1項第3号において、「財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の処理に係る情報を適正に開示する仕組みが整備されていること」が求められています。
- ・ 何人も閲覧請求ができることとされている趣旨を踏まえ、「閲覧場所」や「営業時間」が分かりやすく示される必要があります。このほか、受託者のホームページ等による公表や各種規程の開示など、積極的な情報開示を受託者に義務付けることも考えられます。(ガイドライン第 5 章第2節第1の4参照)

<関連条文>

公益信託法第 20 条、第 21 条

公益信託規則第 19 条

○ 第 28 条(関連諸規程の制定及び改廃)……必要的記載事項

第 28 条 受託者は、本公益信託の公益信託事務の処理に係る規程を別に定めることができる。

2 前項に定める規程の制定及び改廃は、受託者が信託管理人の同意を得て、行うものとする。

<解説>

- ・ 受託者の内部規程の整備に係る手続は、公益信託事務の処理の方法に関する事項の一つとして、必要的記載事項に該当します。
- ・ 信託行為には、法令上必要となる事項の全てについて明記する必要がありますが、詳細な手続等については、信託行為ではなく、別に定める規程で補完することもできます。こうした規程を、どのような手続を経て定めるかは、公益信託のガバナンスの在り方を規律する上で、極めて重要です。(ガイドライン第4章第1節第2の 11 参照)
- ・ 本信託契約イメージでは、信託管理人の同意を得ることを定めていますが、受託者である法人の理事会の決議等を定める、合議制機関の意見を踏まえて定める、などが考えられ、「公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる仕組みが整備されていること」「公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること」の観点から、必要な記載を置くことが望まれます。受託者が、内部統制システムが確立されている法人である場合に、当該法人の内部規程を適用することも考えられます。
- ・ また、公益信託事務の処理についての透明性を確保する観点から、各種「規程」についてはできる限り透明性を確保することが望まれます。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託規則第1条第7号

○ 第 29 条(公益信託報酬)……相対的記載事項

第 29 条 受託者は、公益信託報酬として毎信託事務年度末又は信託の終了又は受託者の任務の終了のときに、公益信託要項 36「公益信託報酬」欄記載の金額及び消費税(地方消費税を含む。)を信託財産の中から收受する。

2 公益信託報酬に対応する期間が 12 か月に満たないときは月割計算とする。なお、第 17 条第 9 項に定める信託管理人の報酬も同様とする。

3 前二項に定めるほか、公益信託報酬については、受託者が信託管理人の同意を得て定める公益信託報酬の支払い基準において定める。

<解説>

- ・ 公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項は相対的記載事項となります。
- ・ 信託法第 54 条第1項の規定により、信託行為において受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができます。
- ・ 公益信託報酬については、公益信託法第8条第 11 号の規定により支払基準を定め、当該基準に従って支払われなければなりません(公益信託法第 19 条)。公益信託報酬について受託者の裁量に委ねることは適切ではなく、委託者との合意事項として信託行為に規定すべき事項であると考えられるため、相対的記載事項とされています。(ガイドライン第3章第1節第 10、第4章第1節第2の 19 参照)
- ・ 公益信託報酬については、額や算定方法等定め方は様々であると考えられ、公益信託要項 36 はその記載例を示したものになります。
- ・ 信託行為において、信託報酬の額、支払方法、信託報酬に含まれる費用の範囲等のすべてを定めることも可能(その場合は、信託行為が公益信託法第 8 条第 11 号の支払い基準として取扱われます。)ですが、細部を支払い基準に委ねることも可能です。その場合は、少なくとも、公益信託報酬の有無、総額(受託者が複数ある場合)の定め方及び支払い基準の決定手続については信託行為において定める必要があります。
- ・ また、費用と信託報酬の関係についても、委託者の意思として信託行為において明確にされる必要があります(本契約第9条第2項参照)。
- ・ なお、公益信託報酬を支払わない場合には、法令上は規定する必要はありませんが、公益信託の在り方を示す観点から無報酬であることを明らかにすることが想定されます。
- ・ 公益信託報酬に関して規定がなければ、信託報酬を支払うことができません。支払う必要が生じた場合は、変更認可手続が必要となります。

<関連条文>

信託法第 54 条第1項、第 127 条第3項

公益信託法第4条第2項第4号

公益信託法第8条第 11 号

公益信託規則第 1 条第 15 号、第 8 条

○ 第 30 条(公益信託の変更等)……任意的記載事項

第 30 条 受託者は、本公益信託について信託の変更又は信託の併合若しくは分割(以下「公益信託の変更等」という)をする必要が生じた場合には、公益信託要項 37「信託変更の同意権者」欄記載の者の同意を得て、かつ、行政庁の認可を受けて、これを行うことができる。

2 前項にかかわらず、公益信託規則第 11 条に規定する軽微な変更該当する場合においては、公益信託要項 37「信託変更の同意権者」欄記載の者の同意を得て、公益信託の変更等を行うことができる。この場合、行政庁に対して公益信託の変更等を行った旨の届出を遅滞なく行うものとする。

<解説>

- ・ 公益信託の変更等については、信託行為に規定がなければ、信託法の規律が適用されることになり、例えば信託の変更であれば、信託法第 149 条第1項の規定により、委託者、受託者及び信託管理人の合意によって行うことができます。
- ・ 委託者との間でこれらの変更手続を明確にすることは望ましいことから、任意的記載事項として示しています(ガイドライン第4章第1節第1の5参照)。
- ・ 変更手続等を軽くする場合として、例えば、第1項の公益信託要項 37 の例1又は第2項の公益信託要項 37 の例1のように委託者の同意なく変更を行うことができます(信託法第 149 条第4項に規定する別段の定めにあたります)。
- ・ なお、公益信託等の変更という重要な問題についての信託管理人の同意について、公益信託法第 33 条第 3 項により読み替えて適用される信託法第 149 条第2項第2号に定める「信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき」以外に、信託管理人の同意を不要とすることは、一般的には不適切であり、「公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されている」と言えるか否か、慎重に判断されることとなります。逆に、合議制機関の意見を聴くなど、慎重な手続を経ることもできます。
- ・ また、例えば、公益信託の目的(第5条)や公益事務の内容(第6条)といった委託者にとって重要と考えられる特定の事項のみ変更する場合には委託者の同意を必要とし、それ以外については不要とすること等も考えられます。
- ・ 受託者は、公益信託の変更等を行う場合には、変更認可の申請又は軽微な変更該当する場合には届出が必要になりますが、確認的に規定することも考えられます。

<関連条文>

信託法第 149 条

公益信託法第 12 条、第 14 条

公益信託規則第 11 条

○ 第 31 条(信託の終了等)……任意的記載事項

第 31 条 本公益信託は、委託者及び信託管理人の合意により終了することができない。

2 本公益信託は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。

- ① 信託目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき
- ② 信託財産が消滅したとき、又は公益信託要項 38「終了事由」欄記載の事由が生じたとき
- ③ 受託者又は信託管理人が欠けた場合であつて、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が 1 年継続したとき(当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る申請の処分がされていない場合は、当該認可を拒否する処分があつたとき)
- ④ 前 3 号に規定する場合のほか、信託法第 163 条第 4 号から第 8 号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき

3 前項のほか、本公益信託は、公益信託法第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定により行政庁が公益信託認可を取り消した場合に終了する。

4 前 2 項の場合、受託者は、委託者(存在している場合に限る)、信託管理人及び選考委員会に報告しなければならない。

5 本公益信託が終了した場合(信託法第 163 条第 5 号による終了を除く。)において、受託者(同条第 7 号による終了の場合は、破産管財人)は、遅滞なく、行政庁に届けなければならない。

<解説>

- ・ 公益信託の終了については、信託行為に規定がなければ、公益信託法及び信託法の規律が適用されることとなりますが、委託者との間で公益信託の終了事由を明確にすることは望ましいことから、任意的記載事項として示しています。「助成」を行う公益事務において、「信託目的を達成したとき」や「達成が不能となったとき」を判定することは難しく、第 2 号のように信託財産の残額等に係る規定を置くことや、「応募が見込まれなくなったとき」など公益事務の実施が困難になる具体的事象を公益信託の終了事由として定めることが考えられます。
- ・ また、第 2 項各号にて具体的な期間(例示:本公益信託の効力発生の日から●●年経過した日)や年月日(例示:20●●年●●月●●日の到来)を定めることも可能です。この場合、第 10 条の規定と併せて相対的記載事項となります。
- ・ 第 2 項第 2 号の公益信託要綱要項 38「終了事由」として、例 1:信託財産に属する上場株式の配当金の 1 年間の合計額が〇〇円を下回る信託事務年度が 2 年度連続したとき、例 2:信託財産に属する上場株式の信託事務年度末の貸借対照表価額の合計額が▲▲円未満になったとき、などを掲げています。これらの場合は、上場株式の配当金によって公益事務を継続することが困難になることから、信託終了事由としています。
- ・ 公益信託法第 23 条第 2 項は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできないと規定しており、第 1 項は、確認的にその旨を規定しています。
- ・ その他、第 4 項のように公益信託が終了した場合の報告先を、第 5 項のように行政庁への届出を確認的に規定することが考えられます。

<関連条文>

信託法第 163 条、第 164 条



○ 第 32 条(残余財産の帰属)……必要的記載事項、任意的記載事項

第 32 条 本公益信託の帰属権利者は、公益信託要項 39「帰属権利者」欄記載の者とする。

2 清算受託者は、前条に規定する公益信託の終了の日から3か月を経過したときは、遅滞なく、残余財産の給付の見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。

<解説>

- ・ 帰属権利者となるべき者を指定する定めは、必要的記載事項です。(ガイドライン第3章第1節第 12、第4章第 1 節第2の4参照)。
- ・ 公益信託法第 8 条第 13 号において、公益信託の基準として、「当該公益信託の目的とする公益事務(対象公益事務)と類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者若しくは対象公益事務と類似の公益目的事業をその目的とする公益法人若しくは次に掲げる法人(各号略)又は国若しくは地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めている」ことが求められます。
- ・ 公益信託要項 39 の例1・例 2 は、信託終了時の受託者及び信託管理人の判断にある程度委ねることとしています。
- ・ 例 3 のように信託契約締結の段階で帰属権利者を具体的に定める方法も考えられます。指定した者が権利を放棄した場合等には、例1の方法によることができる旨を記載することも考えられます。
- ・ 第 2 項は、残余財産の給付の見込みに関する行政庁への提出について、確認的に記載することとしています(任意的記載事項)。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第3号、第8条第 13 号、第 26 条第1項

○ 第 33 条(最終計算及び信託財産の交付)……任意的記載事項

- 第 33 条 清算受託者は、第 31 条の規定により信託が終了した場合には、基金の重要事項の決定手続を行い、信託管理人の同意を得て、基金に属する上場株式の売却を行い、売却代金および基金に属する金銭の全額を、国または地方公共団体に寄附する。
- 2 清算受託者は、前項の基金の清算を行った後、基金に属さない金銭について清算を行って、速やかに最終計算書を作成し、信託管理人及び帰属権利者の承認を得なければならない。
  - 3 清算受託者は、信託終了の際に残余財産があるときは、信託管理人の承認を得て、前条第 1 項に規定する帰属権利者に遅滞なく交付しなければならない。
  - 4 清算受託者は、公益信託の清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

<解説>

- ・ 公益信託の清算については、委託者との間で公益信託の清算手続を明確にすることは望ましいことから、任意的記載事項として示しています。
- ・ 例えば、最終計算書の作成及び承認、帰属権利者への財産の交付、行政庁への届出等について確認的に規定することが考えられます。(ガイドライン第4章第2節第8、第9参照)
- ・ 信託行為に規定がなければ、公益信託法及び信託法の規律により処理されます。
- ・ 本信託に規定することが考えられます。(ガイドライン第4章第2節第8、第9参照)
- ・ 信託行為に規定がなければ、公益信託法及び信託法の規律により処理されます。
- ・ 本信託契約イメージでは、仮に、租税特別措置法第 40 条第 2 項または第 3 項の承認の取消の事由が生じている場合でも、承認の取消がされないように、基金に属する上場株式の売却代金その他の金銭の全額を国または地方公共団体に寄附することとしています。

<関連条文>

信託法第 184 条

公益信託法第 26 条第 2 項

措置法第 40 条第 2 項、第3項

○ 第 34 条(守秘義務)……任意的記載事項

第 34 条 委託者、受託者、信託管理人及び選考委員は本公益信託の事務に関して知り得た個人情報その他の秘密情報については適切に管理するものとし、守秘義務を負うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、①法令又は行政官庁若しくは自主規制機関等の要請により必要とされる場合、②本契約に定める公益信託事務の遂行に必要な場合、③その他当該秘密情報に係る相手方の同意を得た場合において、法令に抵触しない範囲内で、必要最小限度の秘密情報を開示できるものとする。

<解説>

- ・ 本条は、公益信託の関係者の守秘義務について、任意的記載事項として示しています。
- ・ 公益信託の関係者が知り得た情報について、守秘義務を負うことは当然であることから、本契約にその旨規定することが考えられますし、別途関係者の間で守秘義務契約等を締結することも考えられます。

○ 第 35 条(引用条文等の変更)……任意的記載事項

第 35 条 法令改正により、この信託契約にて引用する法令等の条項番号等に変更が生じた場合には、改正後の条項番号に自動的に読み替えられるものとする。

<解説>

- ・ 本条は、将来の法令改正に伴い、契約書に引用している法令の条項番号等に変更が生じた場合でも、契約変更をすることなく自動的に読み替えることができるよう、任意的記載事項として示しています。

○ 第 36 条(管轄裁判所)……任意的記載事項

第 36 条 本公益信託に関し訴訟の必要が生じた場合には、公益信託要項 40「管轄裁判所」欄記載の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

<解説>

- ・ 本条は、紛争解決手段に関して、裁判手続によって解決することを前提に、その際の裁判管轄を定める条項です。
- ・ 本条については、任意的記載事項となりますが、紛争解決手段については、裁判手続を前提に裁判管轄を定めることが望ましいと考えられます。
- ・ その他任意の紛争解決機関(業界団体等)がある場合には、その旨を規定することも考えられます。